

改 正 案	現 行
目次 第一章 秘書官（第一条） 第二章 防衛参事官（第二条） 第三章 内部部局 第一節 大臣官房及び局（第三条―第九条の二） 第二節 特別な職の設置等（第十条―第十条の四） 第三節 課の設置等 第一款 大臣官房（第十一条―第十四条の二） 第二款 防衛政策局（第十五条―第二十条） 第三款 運用企画局（第二十一条―第二十四条の二） 第四款 人事教育局（第二十五条―第二十九条の三） 第五款 経理装備局（第三十条―第四十二条） 第六款 地方協力局（第四十二条の二―第四十二条の十二） 第四章 審議会等（第四十三条―第四十三条の三） 第五章 施設等機関（第四十四条） 第六章 特別の機関 第一節 幕僚監部 第一款 統合幕僚監部（第四十五条―第六十四条） 第二款 陸上幕僚監部（第六十五条―第九十七条）	目次 第一章 本省 第一節 秘書官（第一条） 第二節 防衛参事官（第二条） 第三節 内部部局 第一款 大臣官房及び局（第三条―第九条） 第二款 特別な職の設置等（第十条―第十条の四） 第三款 課の設置等 第一目 大臣官房（第十一条―第十四条の二） 第二目 防衛政策局（第十五条―第二十条） 第三目 運用企画局（第二十一条―第二十四条の二） 第四目 人事教育局（第二十五条―第二十九条の二） 第五目 経理装備局（第三十条―第四十二条） 第四節 審議会等（第四十三条―第四十三条の三） 第五節 施設等機関（第四十四条） 第六節 特別の機関 第一款 幕僚監部 第一目 統合幕僚監部（第四十五条―第六十四条） 第二目 陸上幕僚監部（第六十五条―第九十七条）

第三款 海上幕僚監部（第九十八条―第二百二十九条）

第四款 航空幕僚監部（第三百十条―第一百五十五条の五）

第二節 技術研究本部（第一百五十六条―第一百八十二条）

第三節 装備施設本部（第一百八十三条―第二百六条）

第四節 防衛監察本部（第二百七条―第二百十条）

第七章 地方支分部局（第二百十一条―第二百十四条）

第八章 補則（第二百十五条―第二百七条）

附則

第一章 秘書官

第二章 防衛参事官

（防衛参事官の定数）

第二条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）第七条第三項の防衛参事官の定数は、九人とする。

第三章 内部部局

第一節 大臣官房及び局

（大臣官房及び局の設置）

第三条 防衛省に、大臣官房及び次の五局を置く。

防衛政策局

運用企画局

第三目 海上幕僚監部（第九十八条―第二百二十九条）

第四目 航空幕僚監部（第三百十条―第一百五十五条の五）

第二款 技術研究本部（第一百五十六条―第一百八十二条）

第三款 装備本部（第一百八十三条―第二百九条）

第二章 防衛施設庁

第一節 内部部局（第二百十条―第二百八条）

第二節 地方支分部局（第二百九条―第二百二十四条）

第三章 補則（第二百二十五条―第二百二十七条）

附則

第一章 本省

第一節 秘書官

第二節 防衛参事官

（防衛参事官の定数）

第二条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）第七条第三項の防衛参事官の定数は、八人とする。

第三節 内部部局

第一款 大臣官房及び局

（大臣官房及び局の設置）

第三条 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。

防衛政策局

運用企画局

人事教育局

経理装備局

地方協力局

第四条 削除

(大臣官房の所掌事務)

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛省の職員(自衛官、法第十五条第一項の教育訓練又は

法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。第五号において同じ。)の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関すること(私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。)

四 内部部局の職員の懲戒、服務(私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び規律に関すること(懲戒、服務及び規律に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。)

五 防衛省の職員の任免、給与、分限その他の人事(懲戒、服務及び規律を除く。)に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)

六 法令案の作成及び公文書類の審査に関すること。

七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

人事教育局

経理装備局

第四条 削除

(大臣官房の所掌事務)

第五条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛省の職員(自衛官、法第十五条第一項の教育訓練又は

法第十六条第一項の教育訓練を受けている者(以下「学生」という。)、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。)の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)

四 法令案の作成及び公文書類の審査に関すること。

五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- 八 防衛省の保有する情報の公開に関すること。
- 九 防衛省の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 十 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 十二 防衛省の機構及び定員に関すること（防衛政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 防衛省の行政の考査に関すること。
- 十四 国会との連絡に関すること。
- 十五 広報に関すること。
- 十六 防衛省の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。
- 十七 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十八 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。
- 十九 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること（地方協力局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。
- 二十一 防衛監察本部の管理及び運営一般に関すること。
- 二十二 防衛施設中央審議会の庶務に関すること。
- 二十三 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。
- 二十四 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

- 六 防衛省の保有する情報の公開に関すること。
- 七 防衛省の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 八 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 九 内部部局の機構及び定員に関すること。
- 十 防衛省の行政の考査に関すること。
- 十一 国会との連絡に関すること。
- 十二 広報に関すること。
- 十三 防衛省の所掌事務に関する法制及びその運用の調査及び研究に関すること。
- 十四 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 十五 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。
- 十六 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関すること。
- 十七 自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償の基本に関すること。
- 十八 防衛施設中央審議会の庶務に関すること。
- 十九 独立行政法人評価委員会の庶務に関すること。
- 二十 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に關すること。

三・四 (略)

(防衛政策局の所掌事務)

第六条 防衛政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に關すること。

三・四 (略)

五 防衛省所管の国有財産の管理の基本に關すること。

六 防衛省の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に關すること。

七 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に關すること。

八 防衛省所管の建築物の營繕に關する事務の総括に關すること。

九 法第四条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に關すること。

十 防衛研究所が行う第四十四条第二項に規定する調査研究に關すること並びに防衛研究所の管理及び運営一般に關すること。

十一 情報本部の管理及び運営一般に關すること。

(人事教育局の所掌事務)

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に關すること（大臣官房の所掌に属するものを除く）。

(人事教育局の所掌事務)

第八条 人事教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に關すること（大臣官房の所掌に属するものを除く。）。

。。

二〇十三 (略)

十四 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第百条の二に規定する教育訓練の受託及び実施の基本に關すること。

十五〇二十 (略)

(經理裝備局の所掌事務)

第九条 經理裝備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛省所管の国有財産及び物品の管理の基本に關すること。

三〇五 (略)

六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定(以下

「相互防衛援助協定」という。)の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務(勞務を除く。)の調達、提供及び管理に關すること。

七 特別調達資金(特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第二百五号)第一条に規定する特別調達資金をいう。第三十一条第八号において同じ。)の經理に關すること。

八 裝備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(衛生資材を除く。以下この章において「裝備品等」という。)の開発及び調達等並びに役務の調達(運用企画局の所掌に属するものを除く。第三節第五款において同じ。)の基本に關すること。

九 裝備品等の研究の基本に關すること。

十 自衛隊の施設の取得及び管理に關する制度及び基本的な政策の企画及び立案に關すること。

二〇十三 (略)

十四 自衛隊法第百条の二に規定する教育訓練の受託及び実施の基本に關すること。

十五〇二十 (略)

(經理裝備局の所掌事務)

第九条 經理裝備局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛省所管の物品の管理の基本に關すること。

三〇五 (略)

六 裝備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(衛生資材を除く。以下この節において「裝備品等」という。)の開発及び調達等並びに役務の調達(運用企画局の所掌に属するものを除く。第三款第五目において同じ。)の基本に關すること。

七 裝備品等の研究の基本に關すること。

十一 建設工事の計画の承認に関すること。

十二 建設工事の入札及び契約の適正化に関すること。

十三 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。

十四 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。

十五 技術研究本部及び装備施設本部の管理及び運営一般に関すること。

十六 防衛調達審議会の庶務に関すること。

(地方協力局の所掌事務)

第九条の二 地方協力局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

二 自衛隊の施設の取得に関すること（経理装備局の所掌に属するものを除く。）。

三 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること（大臣官房及び経理装備局の所掌に属するものを除く。）。

四 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の

八 技術研究本部及び装備本部の管理及び運営一般に関すること。

九 防衛調達審議会の庶務に関すること。

明確化及びこれに関連する措置に関すること。

五 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。

六 前号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること。

七 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

八 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

九 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に関すること。

十 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

十一 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。第四十二条の十において同じ。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生

に關すること。

十二 自衛隊法第五條第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

十三 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号。以下「漁船操業制限法」という。）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

十四 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号。以下「特別損失補償法」という。）第一条第一項の規定による損失の補償に關すること。

十五 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号。以下「米軍行動関連措置法」という。）第十四条第一項の規定による損失の補償に關すること。

十六 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に關すること。

十七 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に關すること。

十八 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の規

定による給付金に関すること。

十九 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。

第二節 特別な職の設置等

(次長)

第十条の二 防衛政策局に次長一人を、地方協力局に次長二人を置く。

2 (略)

(衛生監、技術監、報道官及び審議官)

第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、技術監一人、報道官一人及び審議官五人を置く。

2 5 (略)

(米軍再編調整官及び参事官)

第十条の四 大臣官房に、米軍再編調整官一人及び参事官五人を置く。

2 米軍再編調整官は、命を受けて、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の再編の実施に関する重要事項で防衛省の所掌に係るものについての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

3 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

第二款 特別な職の設置等

(次長)

第十条の二 防衛政策局に、次長一人を置く。

2 (略)

(衛生監、技術監、報道官及び審議官)

第十条の三 大臣官房に、衛生監一人、技術監一人、報道官一人及び審議官四人を置く。

2 5 (略)

(参事官及び地方調整官)

第十条の四 大臣官房に、参事官四人及び地方調整官一人を置く。

2 参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

3 地方調整官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する地方情勢に関する調査並びに地方における涉外及び広報に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務に關し必要な調整を行う。

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十一条 大臣官房に、次の四課及び訟務管理官一人を置く。

秘書課

文書課

企画評価課

広報課

(秘書課の所掌事務)

第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛省の職員(自衛官、学生、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。第五号において同じ。)の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関すること(私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。)

四 内部部局の職員の懲戒、服務(私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関するものを除く。以下この号において同じ。)及び規律に関すること(懲戒、服務及び規律に関する制度及び基本的な政策に関するものを除く。)

五 防衛省の職員の任免、給与、分限その他の人事(懲戒、服務及び規律を除く。)に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)

六 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関する調整を行う。

な調整を行う。

第三款 課の設置等

第一目 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第十一条 大臣官房に、次の三課及び政策評価官一人を置く。

秘書課

文書課

広報課

(秘書課の所掌事務)

第十二条 秘書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛省の職員(自衛官、学生、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。)の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)

四 国際機関及び外国の行政機関その他の機関との渉外に関する

ること。

(文書課の所掌事務)

第十三条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五

六 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること(企画評価課の所掌に属するものを除く。)

七 国会との連絡に関すること。

八 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。

九 渉外に関すること(秘書課の所掌に属するものを除く。)

十 防衛省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十一 防衛省の所掌事務の遂行に伴つて生ずる生活環境に係る被害の防止又は軽減その他の環境の保全に關しての關係部局及び機關との連絡調整に関すること。

十二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。

十三 防衛施設中央審議会の庶務に関すること(秘書課の所掌に属するものを除く。)

十四 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所

ること。

(文書課の所掌事務)

第十三条 文書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 五

六 防衛省の所掌事務に関する総合調整に関すること。

七 内部部局の機構及び定員に関すること。

八 防衛省の事務能率の増進に関すること。

九 防衛省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関すること。

十 国会との連絡に関すること。

十一 国立国会図書館支部防衛省図書館に関すること。

十二 渉外に関すること(秘書課の所掌に属するものを除く。)

十三 防衛省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十四 防衛省の所掌事務の遂行に伴つて生ずる生活環境に係る被害の防止又は軽減その他の環境の保全に關しての關係部局及び機關との連絡調整に関すること。

十五 防衛施設中央審議会の庶務に関すること(秘書課の所掌に属するものを除く。)

十六 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の所

掌に属しないものに関する事。

(企画評価課の所掌事務)

第十三条の二 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌事務に関する基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関する事。

二 前号の事務に必要な総合調整に関する事。

三 防衛省の機構及び定員に関する事 (防衛政策局の所掌に属するものを除く。)

四 防衛省の事務能率の増進に関する事。

五 防衛省の所掌事務に係る統計に関する事務の総括に関する事。

六 防衛省の行政の考査に関する事。

七 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

八 独立行政法人評価委員会の庶務に関する事。

(訟務管理官の職務)

第十四条の二 訟務管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関する事 (地方協力局の所掌に属するものを除く。)

二 防衛監察本部の管理及び運営一般に関する事。

第二款 防衛政策局

掌に属しないものに関する事。

(政策評価官の職務)

第十四条の二 政策評価官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

二 防衛省の行政の考査に関する事。

三 防衛省の所掌事務に関する訴訟、損失補償及び損害賠償に関する事。

四 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償の基本に関する事。

五 独立行政法人評価委員会の庶務に関する事。

第二目 防衛政策局

(防衛政策局に置く課)

第十五条 防衛政策局に、次の五課を置く。

防衛政策課

日米防衛協力課

国際政策課

防衛計画課

調査課

(防衛政策課の所掌事務)

第十六条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛及び警備の基本及び調整に関すること(次号に掲げるものと並びに日米防衛協力課及び国際政策課の所掌に属するものを除く。)

三 六 (略)

(日米防衛協力課の所掌事務)

第十七条 日米防衛協力課は、防衛の分野におけるアメリカ合衆

国との協力の基本及び調整に関する事務をつかさどる。

(国際政策課の所掌事務)

第十八条 国際政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛の分野における国際的な交流の基本及び調整に関すること。

二 軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の企画及び調整に関すること(日米防衛協力課の所掌に属するものを除く。)

(防衛計画課の所掌事務)

(防衛政策局に置く課)

第十五条 防衛政策局に、次の五課を置く。

防衛政策課

国際企画課

防衛計画課

調査課

防衛施設課

(防衛政策課の所掌事務)

第十六条 防衛政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 防衛及び警備の基本及び調整に関すること(次号に掲げるものと及び国際企画課の所掌に属するものを除く。)

三 六 (略)

(国際企画課の所掌事務)

第十七条 国際企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛の分野における国際的な交流の企画及び調整に関すること。

二 軍備管理、軍縮その他安全保障環境の安定化に資する国際的諸活動に対する防衛の分野における協力の企画及び調整に関すること。

(防衛計画課の所掌事務)

第十九条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛官、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の定員並びに陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関の組織、編成、装備及び配置の基本に関すること。

二 (略)

(調査課の所掌事務)

第二十条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十六条第二号及び第三号に掲げる事務、第十七条に規定する事務並びに第十八条各号、前条第一号、第二十二条第三号及び第四号、第二十三条各号、第二十四条第一号から第七号まで並びに第二十四条の二第二号（指揮通信の基本に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

二・三 (略)

(削除)

第十八条 防衛計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の組織、定員、編成、装備及び配置の基本に関すること。

二 (略)

(調査課の所掌事務)

第十九条 調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第十六条第二号及び第三号、第十七条各号、前条第一号、第二十二条第三号及び第四号、第二十三条各号、第二十四条第一号から第七号まで並びに第二十四条の二第二号（指揮通信の基本に係る部分に限る。）、第四号及び第五号に掲げる事務に必要な情報の収集整理に関すること。

二・三 (略)

(防衛施設課の所掌事務)

第二十条 防衛施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関すること。
- 二 防衛省の所掌事務に係る施設の取得及び管理の基本に関すること。
- 三 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関すること。
- 四 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関すること。
- 五 法第四条第十九号に掲げる事務のうち、防衛及び警備の見地から特に重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関すること。

第三款 運用企画局

(運用企画局に置く課)

第二十一条 運用企画局に、次の四課を置く。
(略)

(運用支援課の所掌事務)

第二十四条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法第百三条第一項から第四項までの規定による処分の基本に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)。

二 自衛隊法第百三条の二第一項の規定による土地の使用及び同条第二項の規定による立木等の移転又は処分の基本に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)。

三 五 (略)

六 米軍行動関連措置法第九条の規定による通知及び米軍行動関連措置法第十三条第一項に規定する行動関連措置に関する指針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

七・八 (略)

第四款 人事教育局

(人事教育局に置く課等)

第二十五条 人事教育局に、次の四課並びに服務管理官一人及び衛生官一人を置く。

人事計画・補任課

第三目 運用企画局

(運用企画局に置く課)

第二十一条 運用企画局に、次の四課を置く。
(略)

(運用支援課の所掌事務)

第二十四条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊法第百三条第一項から第四項までの規定による処分の基本に関すること(政策評価官の所掌に属するものを除く。)。

二 自衛隊法第百三条の二第一項の規定による土地の使用及び同条第二項の規定による立木等の移転又は処分の基本に関すること(政策評価官の所掌に属するものを除く。)。

三 五 (略)

六 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第九条の規定による通知及び同法第十三条第一項に規定する行動関連措置に関する指針に係る防衛省の所掌事務に関する調整に関すること。

七・八 (略)

第四目 人事教育局

(人事教育局に置く課等)

第二十五条 人事教育局に、次の四課及び衛生官一人を置く。

人事計画・補任課

人事制度課

人材育成課

厚生課

(人事計画・補任課の所掌事務)

第二十六条 人事計画・補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自衛官及び学生の任免、給与、分限その他の人事(懲戒、服務及び規律を除く。)に関すること(人事管理に関する制度に関するものを除く。)

三 防衛省の職員の私企業からの隔離及び他への就職又は兼業の制限に関すること(大臣官房の所掌に属するものを除く。)

四 防衛人事審議会の庶務に関すること(人事制度課の所掌に属するものを除く。)

五 前各号に掲げるもののほか、人事教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人事制度課の所掌事務)

第二十七条 人事制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の人事管理に関する制度に関すること(人事計画・補任課、人材育成課及び服務管理官の所掌に属するものを除く。)

二 四 (略)

(人材育成課の所掌事務)

人事制度課

人材育成課

厚生課

(人事計画・補任課の所掌事務)

第二十六条 人事計画・補任課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 自衛官及び学生の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること(人事制度課の所掌に属するものを除く。)

三 礼式、表彰及び服制に関すること。

四 栄典の推薦及び伝達の実施に関すること。

五 防衛人事審議会の庶務に関すること(人事制度課の所掌に属するものを除く。)

六 自衛隊員倫理審査会の庶務に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、人事教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人事制度課の所掌事務)

第二十七条 人事制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の人事管理に関する制度に関すること(人材育成課の所掌に属するものを除く。)

二 四 (略)

(人材育成課の所掌事務)

第二十八条 人材育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の任免、職務、規律その他の人事に関する事

四〇六 (略)

(服務管理官の職務)

第二十九条の二 服務管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省の職員の懲戒、服務及び規律に関する事(大臣官房、人事計画・補任課及び人材育成課の所掌に属するものを除く。)

二 礼式、表彰及び服制に関する事

三 栄典の推薦及び伝達の実施に関する事

四 自衛隊員倫理審査会の庶務に関する事

(衛生官の職務)

第二十九条の三 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

第五款 經理裝備局

(經理裝備局に置く課等)

第三十条 經理裝備局に、次の七課並びに技術計画官一人及び施設技術官一人を置く。

會計課

監査課

裝備政策課

システム裝備課

艦船武器課

第二十八条 人材育成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補の任免、職務その他の人事に関する事

四〇六 (略)

(衛生官の職務)

第二十九条の二 衛生官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

第五目 經理裝備局

(經理裝備局に置く課等)

第三十条 經理裝備局に、次の六課及び技術計画官一人を置く。

會計課

監査課

裝備政策課

システム裝備課

艦船武器課

航空機課

施設整備課

(会計課の所掌事務)

第三十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務(労務を除く。)の調達、提供及び管理に関すること。

八 特別調達資金の経理に関すること。

九 前各号に掲げるもののほか、経理装備局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(装備政策課の所掌事務)

第三十六条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の開発及び調達等、役務の調達、装備品等の研究並びに自衛隊の施設の取得に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 入札及び契約の適正化に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 装備品等の開発及び調達等並びに役務の調達の基本に関する事務の総括に関すること。

四 装備品等の開発及び調達等並びに役務の調達の制度に関すること(監査課の所掌に属するものを除く。)

五 装備施設本部の管理及び運営一般に関すること。

航空機課

(会計課の所掌事務)

第三十一条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 六 (略)

七 前各号に掲げるもののほか、経理装備局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(装備政策課の所掌事務)

第三十六条 装備政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品等の開発及び調達等、役務の調達並びに装備品等の研究に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

二 装備品等の開発及び調達等並びに役務の調達の基本に関する事務の総括に関すること。

三 装備品等の開発及び調達等並びに役務の調達の制度に関すること(監査課の所掌に属するものを除く。)

四 装備本部の管理及び運営一般に関すること。

第三十九条及び第四十条 削除

(航空機課の所掌事務)

第三十九条 航空機課は、次に掲げる事務(装備政策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一・二 (略)

(施設整備課の所掌事務)

第四十条 施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛省所管の国有財産の管理の基本に関する事。

二 自衛隊の施設の取得及び管理に関する制度及び基本的な政策の企画及び立案に関する事。

三 建設工事の計画の承認に関する事。

四 建設工事の入札及び契約の適正化に関する事。

五 土木工事及び通信工事の施行の受託及び実施の基本に関する事。

六 防衛省所管の建築物の営繕に関する事務の総括に関する事。

(技術計画官の職務)

第四十一条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

(施設技術官の職務)

第四十二条 施設技術官は、第九条第十号から第十二号までに掲げる事務に係る建設技術に関する事務をつかさどる。

第六款 地方協力局

(地方協力局に置く課等)

第四十二条の二 地方協力局に、次の八課並びに沖縄調整官一人及び調達官一人を置く。

地方協力企画課

(航空機課の所掌事務)

第四十一条 航空機課は、次に掲げる事務(装備政策課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一・二 (略)

(技術計画官の職務)

第四十二条 技術計画官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

地方調整課

周辺環境整備課

防音対策課

補償課

施設管理課

提供施設課

労務管理課

(地方協力企画課の所掌事務)

第四十二条の三 地方協力企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方協力局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 地方協力局の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三 防衛施設周辺環境整備法第九条第一項の規定による指定に関すること。

四 地方防衛局の管理及び運営一般に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、地方協力局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(地方調整課の所掌事務)

第四十二条の四 地方調整課は、法第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事務(沖縄調整官の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(周辺環境整備課の所掌事務)

第四十二条の五 周辺環境整備課は、次に掲げる事務をつかさど

る。

一 防衛施設周辺環境整備法第三条第一項及び第八条の規定による措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。

二 防衛施設周辺環境整備法第九条第二項の規定による措置に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の設置又は運用に関し、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う生活環境及び産業基盤の整備に係る特別の措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。

四 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に伴う必要な措置、自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償並びに自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域を権利者へ返還する場合における利得の求償及び原状回復のうち、道路に係るものに関すること。

（防音対策課の所掌事務）

第四十二条の六 防音対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛施設周辺環境整備法第三条第二項、第四条及び第五条の規定による措置に関すること。

二 防衛施設周辺環境整備法第六条第一項の規定による指定に関すること。

三 防衛施設周辺環境整備法第八条の規定による措置のうち、音響に起因する障害の緩和に資するために整備される施設（

主な部分が建物であるものに限る。)に係るものに関するこ
と。

- 四 自衛隊の施設若しくは駐留軍の使用に供する施設及び区域
の設置若しくは運用により生ずる音響に起因する障害を防止
し、又は軽減するため、当該自衛隊の施設又は駐留軍の使用
に供する施設及び区域の周辺において防衛省が行う特別の措
置のうち、第一号及び前号の措置に準ずるものに関するこ
と。

(補償課の所掌事務)

第四十二条の七 補償課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 自衛隊法第五十条第一項の規定による漁船の操業の制限及
び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 二 漁船操業制限法第一条の規定による漁船の操業の制限及び
禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 三 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び特別損失補償
法第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。
- 四 米軍行動関連措置法第十四条第一項の規定による損失の補
償に関すること。
- 五 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊
の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関
すること。
- 六 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規
定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんそ
の他必要な援助に関すること。
- 七 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の
支給に関する法律の規定による給付金に関すること。

八 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る漁業権、入漁権その他河川の敷地若しくは流水、海水その他の水を利用する権利の行使に関する契約に関すること。

九 自衛隊又は駐留軍の使用により自衛隊の施設又は駐留軍に提供した施設及び区域に係る権利利益について生じた損失の補償に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

十 駐留軍が港、飛行場及び道路（駐留軍に提供している施設及び区域であるものを除く。）を使用した場合における損失の補償に関すること。

（施設管理課の所掌事務）

第四十二条の八 施設管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設の取得に関すること（経理装備局、周辺環境整備課及び補償課の所掌に属するものを除く。）。

二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の返還に関すること（大臣官房、経理装備局、周辺環境整備課、補償課及び提供施設課の所掌に属するものを除く。）。

三 位置境界明確化法第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。

四 防衛施設周辺環境整備法第六条及び第七条の規定による措置に関すること（防音対策課の所掌に属するものを除く。）。

五 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提

供及び管理に關すること。

(提供施設課の所掌事務)

第四十二条の九 提供施設課は、駐留軍の使用に供する施設及び区域の建設工事に関する事務（経理装備局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(労務管理課の所掌事務)

第四十二条の十 労務管理課は、駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関する事務をつかさどる。

(沖縄調整官の職務)

第四十二条の十一 沖縄調整官は、法第四条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十二号から第十四号まで及び第十九号に掲げる事務について地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するためのこれらの者との連絡調整に関する事務で沖縄に係るものをつかさどる。

(調達官の職務)

第四十二条の十二 調達官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品の管理及び処分に関すること。

二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

三 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に關すること。

第四章 審議會等

(設置)

第四節 審議會等

(設置)

第四十三条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、防衛省に、次の審議会等を置く。

防衛人事審議会

防衛調達審議会

第五章 施設等機関

(防衛研究所)

第四十四条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、防衛省に、防衛研究所を置く。

255 (略)

第六章 特別の機関

第一節 幕僚監部

第一款 統合幕僚監部

(幕僚長)

第四十五条 統合幕僚長（以下この款において「幕僚長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第四十六条 統合幕僚副長（以下この款において「幕僚副長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、統合幕僚監部（以下この款において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

(総務課)

第四十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一5十五 (略)

第四十三条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

防衛人事審議会

防衛調達審議会

第五節 施設等機関

(防衛研究所)

第四十四条 法律の規定により置かれる施設等機関のほか、本省に、防衛研究所を置く。

255 (略)

第六節 特別の機関

第一款 幕僚監部

第一目 統合幕僚監部

(幕僚長)

第四十五条 統合幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第四十六条 統合幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、陸将、海将又は空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、統合幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

(総務課)

第四十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一5十五 (略)

十六 物品及び役務の調達に関する契約に関すること（装備施設本部の所掌に属するものを除く。）。

十七～十九 （略）

第二款 陸上幕僚監部

（幕僚長）

第六十五条 陸上幕僚長（以下この款において「幕僚長」という。）は、陸将をもつて充てる。

（幕僚副長）

第六十六条 陸上幕僚副長（以下この款において「幕僚副長」という。）は、陸将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、陸上幕僚監部（以下この款において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

（装備計画課）

第八十三条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 第一号に掲げるもののほか、陸上装備品等及び陸上装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び装備施設本部に対する調達要求の総合調整に関すること。

四～七 （略）

（武器・化学課）

第八十四条 武器・化学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 武器等及び武器等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び

十六 物品及び役務の調達に関する契約に関すること（装備本部の所掌に属するものを除く。）。

十七～十九 （略）

第二目 陸上幕僚監部

（幕僚長）

第六十五条 陸上幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、陸将をもつて充てる。

（幕僚副長）

第六十六条 陸上幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、陸将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて、陸上幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

（装備計画課）

第八十三条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 （略）

三 第一号に掲げるもののほか、陸上装備品等及び陸上装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び装備本部に対する調達要求の総合調整に関すること。

四～七 （略）

（武器・化学課）

第八十四条 武器・化学課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 武器等及び武器等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び

装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関する事。

三〇五 (略)

(通信電子課)

第八十五条 通信電子課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 通信器材等及び通信器材等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関する事。

三〇四 (略)

(航空機課)

第八十六条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関する事。

三〇四 (略)

(需品課)

第八十七条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 需品及び需品に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本部に対する調達要求に関する事。

三〇四 (略)

(施設課)

第八十八条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

装備本部の所掌に属するものを除く。）及び装備本部に対する調達要求に関する事。

三〇五 (略)

(通信電子課)

第八十五条 通信電子課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 通信器材等及び通信器材等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備本部の所掌に属するものを除く。）及び装備本部に対する調達要求に関する事。

三〇四 (略)

(航空機課)

第八十六条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備本部の所掌に属するものを除く。）及び装備本部に対する調達要求に関する事。

三〇四 (略)

(需品課)

第八十七条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 需品及び需品に関する役務の調達（統合幕僚監部及び装備本部の所掌に属するものを除く。）及び装備本部に対する調達要求に関する事。

三〇四 (略)

(施設課)

第八十八条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 整備施設本部に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。

四 (略)

五 施設器材及び施設器材に関する役務の調達（統合幕僚監部及び整備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び整備施設本部に対する調達要求に関すること。

六・七 (略)

(衛生部)

第九十三条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 衛生資材及び衛生資材に関する役務の調達（統合幕僚監部及び整備施設本部の所掌に属するものを除く。）及び整備施設本部に対する調達要求に関すること。

五～七 (略)

第三款 海上幕僚監部

(幕僚長)

第九十八条 海上幕僚長（以下この款において「幕僚長」という。）は、海将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第九十九条 海上幕僚副長（以下この款において「幕僚副長」という。）は、海将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて海上幕僚監部（以下この款において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

一・二 (略)

三 防衛施設庁に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。

四 (略)

五 施設器材及び施設器材に関する役務の調達（統合幕僚監部及び整備本部の所掌に属するものを除く。）及び整備本部に対する調達要求に関すること。

六・七 (略)

(衛生部)

第九十三条 衛生部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 (略)

四 衛生資材及び衛生資材に関する役務の調達（統合幕僚監部及び整備本部の所掌に属するものを除く。）及び整備本部に対する調達要求に関すること。

五～七 (略)

第三目 海上幕僚監部

(幕僚長)

第九十八条 海上幕僚長（以下この目において「幕僚長」という。）は、海将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第九十九条 海上幕僚副長（以下この目において「幕僚副長」という。）は、海将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて海上幕僚監部（以下この目において「幕僚監部」という。）の部務を整理し、及び監督する。

(経理課)

第百三条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 物品及び役務の調達並びに行政財産の取得に関する契約に関すること(装備施設本部の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(施設課)

第百十四条 施設課は、次に掲げる事務(第一号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一・二 (略)

三 装備施設本部に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。

四〃八 (略)

(装備需品課)

第百十九条 装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(以下この款において「海上装備品等」という。)の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三〃五 (略)

六 需品等、教育訓練用器材、施設器材及び港用品並びにこれらに関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するも

(経理課)

第百三条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 物品及び役務の調達並びに行政財産の取得に関する契約に関すること(装備本部の所掌に属するものを除く。)。

三 (略)

(施設課)

第百十四条 施設課は、次に掲げる事務(第一号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛施設庁に対する施設の取得及び建設の要求に関すること。

四〃八 (略)

(装備需品課)

第百十九条 装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品(以下この目において「海上装備品等」という。)の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三〃五 (略)

六 需品等、教育訓練用器材、施設器材及び港用品並びにこれらに関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するも

のを除く。)及び装備施設本部に対する調達要求に関するこ
と。

七〇十 (略)

十一 物品及び行政財産となるべき物件の検収に関すること(装備施設本部の所掌に属するものを除く。)。

十二 (略)

(艦船課)

第二百二十条 艦船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 艦船等及び艦船等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

三 艦船等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること(装備施設本部の所掌に属するものを除く。)。

四・五 (略)

(航空機課)

第二百二十一条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

三 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること(装備施設本部の所掌に属するものを除く。)。

四 (略)

のを除く。)及び装備本部に対する調達要求に関すること。

七〇十 (略)

十一 物品及び行政財産となるべき物件の検収に関すること(装備本部の所掌に属するものを除く。)。

十二 (略)

(艦船課)

第二百二十条 艦船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 艦船等及び艦船等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び装備本部に対する調達要求に関すること。

三 艦船等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること(装備本部の所掌に属するものを除く。)。

四・五 (略)

(航空機課)

第二百二十一条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機等及び航空機等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び装備本部に対する調達要求に関すること。

三 航空機等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること(装備本部の所掌に属するものを除く。)。

四 (略)

(武器課)

第二百二十二条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 武器等及び武器等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び装備施設本部に対する調達要求に関すること。

三 武器等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること(装備施設本部の所掌に属するものを除く。)

四 (略)

第四款 航空幕僚監部

(幕僚長)

第三十条 航空幕僚長(以下この款において「幕僚長」という。)は、空将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第三十一条 航空幕僚副長(以下この款において「幕僚副長」という。)は、空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて航空幕僚監部(以下この款において「幕僚監部」という。)の部務を整理し、及び監督する。

(会計課)

第三十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 物品及び役務の調達に関する契約に関すること(装備施設本部の所掌に属するものを除く。)

(武器課)

第二百二十二条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 武器等及び武器等に関する役務の調達計画(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び装備本部に対する調達要求に関すること。

三 武器等の製造、改造、維持及び修理の監督、検査及び試験に関すること(装備本部の所掌に属するものを除く。)

四 (略)

第四目 航空幕僚監部

(幕僚長)

第三十条 航空幕僚長(以下この目において「幕僚長」という。)は、空将をもつて充てる。

(幕僚副長)

第三十一条 航空幕僚副長(以下この目において「幕僚副長」という。)は、空将をもつて充てる。

2 幕僚副長は、幕僚長を助けて航空幕僚監部(以下この目において「幕僚監部」という。)の部務を整理し、及び監督する。

(会計課)

第三十五条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 物品及び役務の調達に関する契約に関すること(装備本部の所掌に属するものを除く。)

三 (略)

(施設課)

第四百四十六条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 装備施設本部に対する施設の取得及び建設の要求に関する
こと。

四・五 (略)

(装備課)

第五百五十一条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、航空機、装備品及び食糧その他の
の需品（以下この款において「航空装備品等」という。）の
補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三・四 (略)

五 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画（
統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び装備施設本
部に対する調達要求に関すること。

六 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達（統合
幕僚監部及び装備施設本部の所掌に属するものを除く。）に
関する技術指導に関すること。

七 (略)

第二節 技術研究本部

(本部長)

三 (略)

(施設課)

第四百四十六条 施設課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 防衛施設庁に対する施設の取得及び建設の要求に関するこ
と。

四・五 (略)

(装備課)

第五百五十一条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、航空機、装備品及び食糧その他
の需品（以下この目において「航空装備品等」という。）の
補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。

三・四 (略)

五 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画（
統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び装備本部に
対する調達要求に関すること。

六 航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達（統合
幕僚監部及び装備本部の所掌に属するものを除く。）に関す
る技術指導に関すること。

七 (略)

第二款 技術研究本部

(本部長)

第百五十六条 技術研究本部の長は、技術研究本部長（以下この節において「本部長」という。）とする。

2 (略)

(企画課の所掌事務)

第百六十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究（以下この節において「技術研究開発」という。）に関する基本的方針の企画にすること。

二 相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づくアメリカ合衆国との相互の間の技術研究本部の所掌事務に係る技術研究資料の供与に関すること。

三・四 (略)

(技術開発官の職務)

第百六十八条 技術開発官は、本部長の命を受け、装備品等の考案、設計、試作その他の技術開発に関する事務を分掌する。

第三節 装備施設本部

(本部長)

第百八十三条 装備施設本部の長は、装備施設本部長（以下この節において「本部長」という。）とする。

第百五十六条 技術研究本部の長は、技術研究本部長（以下この款において「本部長」という。）とする。

2 (略)

(企画課の所掌事務)

第百六十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）についての技術的調査研究、考案、設計、試作及び試験並びに自衛隊において必要とされる事項についての科学的調査研究（以下この款において「技術研究開発」という。）に関する基本的方針の企画にすること。

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（以下「相互防衛援助協定」という。）第一条第一項の規定に基づくアメリカ合衆国との相互の間の技術研究本部の所掌事務に係る技術研究資料の供与に関すること。

三・四 (略)

(技術開発官の職務)

第百六十八条 技術開発官は、本部長の命を受け、装備品等の考案、設計、試作その他の技術開発及び制式の資料の作成に関する事務を分掌する。

第三款 装備本部

(本部長)

第百八十三条 装備本部の長は、装備本部長（以下この款において「本部長」という。）とする。

2 (略)

(副本部長)

第百八十四条 装備施設本部に、副本部長七人を置く。

2・3 (略)

(課等の設置)

第百八十五条 装備施設本部に、次の十七課及び一室並びに技術調査官一人を置く。

総務課

会計課

監査課

企画調整課

原価管理課

品質管理課

電子音響課

通信電気課

誘導武器課

需品課

武器課

機械車両課

艦船課

航空機第一課

航空機第二課

輸入課

施設計画課

調査研究室

(総務課の所掌事務)

2 (略)

(副本部長)

第百八十四条 装備本部に、副本部長六人を置く。

2・3 (略)

(課及び室の設置)

第百八十五条 装備本部に、次の十六課及び一室を置く。

総務課

会計課

監査課

企画調整課

原価管理課

品質管理課

電子音響課

通信電気課

誘導武器課

需品課

武器課

機械車両課

艦船課

航空機第一課

航空機第二課

輸入課

調査研究室

(総務課の所掌事務)

第百八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 本部長の官印及び装備施設本部印の保管に関すること。
- 三 (略)
- 四 装備施設本部の所掌に係る規則の作成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 装備施設本部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 六 装備施設本部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に関すること（調査研究室の所掌に属するものを除く。）。

七 装備施設本部の職員の教育訓練に関すること。

八 装備施設本部の職員の補充に関すること。

九 (略)

十 装備施設本部の職員の福利厚生に関すること。

十一 装備施設本部の職員の保健衛生に関すること。

十二 装備施設本部の所掌事務に関する統計に関すること。

十三 装備施設本部の所掌事務に関する訴訟に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、装備施設本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

第百八十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備施設本部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（監査課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 装備施設本部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 三 装備施設本部所属の建築物の営繕に関すること。

第百八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 (略)
- 二 本部長の官印及び装備本部印の保管に関すること。
- 三 (略)
- 四 装備本部の所掌に係る規則の作成に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 装備本部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 六 装備本部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること（調査研究室の所掌に属するものを除く。）。

七 装備本部の職員の教育訓練に関すること。

八 装備本部の職員の補充に関すること。

九 (略)

十 装備本部の職員の福利厚生に関すること。

十一 装備本部の職員の保健衛生に関すること。

十二 装備本部の所掌事務に関する統計に関すること。

十三 装備本部の所掌事務に関する訴訟に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、装備本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

第百八十七条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 装備本部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（監査課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 装備本部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 三 装備本部所属の建築物の営繕に関すること。

(監査課の所掌事務)

第百八十八条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 装備品等及び役務の調達（法第三十条第一項第二号に規定する調達に限る。以下この節及び第二百十一条第二項において同じ。）に関する審査に關すること。

(企画調整課の所掌事務)

第百八十九条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 調達に關する契約（以下この節において「契約」という。）に關する業務（検査（監督を含む。以下この節において同じ。）その他の契約の履行に關する業務（契約の履行の促進に關する業務を除く。以下この節において「検査等」という。）に關するものを除く。）の総括に關すること。

四・五 (略)

(原価管理課の所掌事務)

第百九十条 原価管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 調達に關する原価計算及び原価監査に關する業務の総括に關すること。

二 調達に關する原価計算及び原価監査に關する共通的な事項の調査に關すること。

(品質管理課の所掌事務)

第百九十一条 品質管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 調達に關する検査等の総括に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二・四 (略)

(監査課の所掌事務)

第百八十八条 監査課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 装備品等及び役務の調達（法第三十条第一項第二号に規定する調達に限る。以下この款において同じ。）に關する審査に關すること。

(企画調整課の所掌事務)

第百八十九条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 調達に關する契約（以下この款において「契約」という。）に關する業務（検査（監督を含む。以下この款において同じ。）その他の契約の履行に關する業務（契約の履行の促進に關する業務を除く。以下この款において「検査等」という。）に關するものを除く。）の総括に關すること。

四・五 (略)

(原価管理課の所掌事務)

第百九十条 原価管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原価計算及び原価監査に關する業務の総括に關すること。

二 原価計算及び原価監査に關する共通的な事項の調査に關すること。

(品質管理課の所掌事務)

第百九十一条 品質管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 検査等の総括に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二・四 (略)

(電子音響課の所掌事務)

第九十二条 電子音響課は、次に掲げる事務(第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一六 (略)

七 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に關すること。

八十二 (略)

(通信電気課の所掌事務)

第九十三条 通信電気課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一六 (略)

七 通信器材等及び通信器材等に関する役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に關すること。

八十一 (略)

(誘導武器課の所掌事務)

第九十四条 誘導武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一六 (略)

七 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に關し、地方防衛局が行う検査等の総括に關すること。

八十一 (略)

(需品課の所掌事務)

第九十五条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食糧その他の需品及びこれらに付随する器材(以下この条において「需品等」という。)並びに需品等に関する役務並びに輸送の役務に關する業態調査に關すること。

(電子音響課の所掌事務)

第九十二条 電子音響課は、次に掲げる事務(第一号から第七号まで及び第十一号に掲げる事務にあつては、他課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一六 (略)

七 電波器材等及び電波器材等に関する役務その他の役務に關し、装備本部の地方機関(以下この款において「地方機関」という。)が行う検査等の総括に關すること。

八十二 (略)

(通信電気課の所掌事務)

第九十三条 通信電気課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一六 (略)

七 通信器材等及び通信器材等に関する役務に關し、地方機関が行う検査等の総括に關すること。

八十一 (略)

(誘導武器課の所掌事務)

第九十四条 誘導武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一六 (略)

七 誘導武器等及び誘導武器等に関する役務に關し、地方機関が行う検査等の総括に關すること。

八十一 (略)

(需品課の所掌事務)

第九十五条 需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食糧その他の需品及びこれらに付随する器材(以下この条において「需品等」という。)並びに需品等に関する役務に關する業態調査に關すること。

二 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課の所掌に属するものを除く。）。

六 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

七 需品等及び需品等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

八 技術研究本部の要求に係る需品等の試作品及び輸送の役務の検査の実施に関すること。

九・十 （略）

十一 需品等及び需品等に関する役務並びに輸送の役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

十二 需品等及び武器等（火器、弾火薬類（魚雷を除く。））、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材をいう。次条において同じ。）並びにこれらに関する役務並びに輸送の役務の調達に関する業務の総括に関すること。

（武器課の所掌事務）

第百九十六条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

二 需品等及び需品等に関する役務に関する契約の相手方及び契約方法の決定その他契約の締結に関すること。

三 需品等及び需品等に関する役務に関する契約の履行の促進に関すること。

四 需品等及び需品等に関する役務に関する契約に伴う証明に関すること。

五 需品等及び需品等に関する役務に関する原価計算及び原価監査並びに予定価格調書の作成に関すること（原価管理課の所掌に属するものを除く。）。

六 需品等及び需品等に関する役務の調達に関する業務の連絡調整に関すること。

七 需品等及び需品等に関する役務に関し、地方機関が行う検査等の総括に関すること。

八 技術研究本部の要求に係る需品等の試作品の検査の実施に関すること。

九・十 （略）

十一 需品等及び需品等に関する役務の調達に関する仕様書（前号に規定するものを除く。）の検討に関すること。

十二 需品等及び武器等（火器、弾火薬類（魚雷を除く。））、化学器材及び装甲車両並びにこれらに付随する器材をいう。次条において同じ。）並びにこれらに関する役務の調達に関する業務の総括に関すること。

（武器課の所掌事務）

第百九十六条 武器課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 武器等及び武器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

八〇十一 (略)

(機械車両課の所掌事務)

第九十七條 機械車両課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 機械車両等及び機械車両等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

八〇十二 (略)

(艦船課の所掌事務)

第九十八條 艦船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

八〇十一 (略)

(航空機第一課の所掌事務)

第九十九條 航空機第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務に関し、地方防衛局が行う検査等の総括に関すること。

八〇十二 (略)

(航空機第二課の所掌事務)

第二百條 航空機第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務に関し、地方

一〇六 (略)

七 武器等及び武器等に関する役務に関し、地方機関が行う検査等の総括に関すること。

八〇十一 (略)

(機械車両課の所掌事務)

第九十七條 機械車両課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 機械車両等及び機械車両等に関する役務に関し、地方機関が行う検査等の総括に関すること。

八〇十二 (略)

(艦船課の所掌事務)

第九十八條 艦船課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 船舶等及び船舶等に関する役務に関し、地方機関が行う検査等の総括に関すること。

八〇十一 (略)

(航空機第一課の所掌事務)

第九十九條 航空機第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 航空機用機器等及び航空機用機器等に関する役務に関し、地方機関が行う検査等の総括に関すること。

八〇十二 (略)

(航空機第二課の所掌事務)

第二百條 航空機第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

七 航空機機体等及び航空機機体等に関する役務に関し、地方

防衛局が行う検査等の総括に関すること。

八〇十一 (略)

(輸入課の所掌事務)

第二百一条 輸入課は、相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づきアメリカ合衆国から有償で供与を受ける装備品等及び役務の調達並びに当該装備品等の輸入に伴う役務（同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるもの及び当該装備品等の輸送の役務を除く。）の調達に関する次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

(施設計画課の所掌事務)

第二百二条 施設計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

二 建設工事の実施に関すること（技術調査官の所掌に属するものを除く。）。

三 建設工事に関する情報システムの整備及び管理に関すること。

(調査研究室の所掌事務)

第二百三条 調査研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 装備施設本部の職員の研修に関すること。

(技術調査官の職務)

第二百四条 技術調査官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設工事の実施に関する技術基準及び積算基準に関すること。

機関が行う検査等の総括に関すること。

八〇十一 (略)

(輸入課の所掌事務)

第二百一条 輸入課は、相互防衛援助協定第一条第一項の規定に基づきアメリカ合衆国から有償で供与を受ける装備品等及び役務の調達並びに当該装備品等の輸入に伴う役務（同項の規定に基づきアメリカ合衆国から供与を受けるものを除く。）の調達に関する次に掲げる事務をつかさどる。

一〇六 (略)

(調査研究室の所掌事務)

第二百二条 調査研究室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇二 (略)

三 装備本部の職員の研修に関すること。

二 防衛の用に供する施設の建設工事に関する技術的な調査及び研究に關すること。

(課の所掌事務の特例)

第二百五条 本部長は、特に必要があると認めるときは、防衛大臣の承認を得て、臨時に、輸入課の事務の一部を裝備施設本部の他の課につかさどらせることができる。

(課長及び室長)

第二百六条 課に課長を、室に室長を置く。

2 (略)

第四節 防衛監察本部

(副監察監)

第二百七条 防衛監察本部に、副監察監一人を置く。

2 副監察監は、防衛監察監を助け、部務を整理する。

3 副監察監は、防衛監察監に事故があるとき、又は防衛監察監が欠けたときは、その職務を行う。

(総務課及び統括監察官の設置)

第二百八条 防衛監察本部に、総務課及び統括監察官一人を置く。

(総務課の所掌事務等)

第二百九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 防衛監察監の官印及び防衛監察本部印の保管に關すること。

三 公文書類の接受、發送、編集及び保存に關すること。

四 防衛監察本部の職員の任免、給与、分限、懲戒、服務、規律その他の人事に關すること。

(課の所掌事務の特例)

第二百三条 本部長は、特に必要があると認めるときは、防衛大臣の承認を得て、臨時に、輸入課の事務の一部を裝備本部の他の課につかさどらせることができる。

(課長及び室長)

第二百四条 課に課長を、室に室長を置く。

2 (略)

第二百五条から第二百九条まで 削除

- 五 防衛監察本部の職員の福利厚生に関すること。
 - 六 防衛監察本部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること（統括監察官の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 防衛監察本部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
 - 八 監察に関する企画及び立案に関すること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、防衛監察本部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
 - 二 総務課に課長を置く。
 - 三 課長は、防衛監察監の命を受け、課務を掌理する。
- （統括監察官の職務）
- 第二百十條 統括監察官は、防衛監察監の命を受け、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 監察の実施に関すること。
 - 二 防衛監察本部の所掌に係る会計の監査に関すること。
- 第七章 地方支分部局
- （名称、位置及び管轄区域）
- 第二百十一條 地方防衛局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道防衛局	札幌市	北海道
東北防衛局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県

2 | 装備品等及び役務の調達に関する事務について特に必要があるときは、防衛省令で前項に定める管轄区域と異なる管轄区域を定めることができる。

北関東防衛局	さいたま市	秋田県 山形県 福島県
南関東防衛局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県
近畿中部防衛局	大阪市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国防衛局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州防衛局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
沖縄防衛局	那覇市	沖縄県

(地方防衛局の内部組織)

第二百十二条 北海道防衛局、北関東防衛局、南関東防衛局、近畿中部防衛局、九州防衛局及び沖縄防衛局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、地方防衛局長を助け、地方防衛局の事務を整理する。

3 地方防衛局に、次の四部を置く。

総務部

企画部

調達部

管理部

4 前項の規定にかかわらず、東北防衛局及び中国四国防衛局にあつては管理部を置かない。

(防衛施設地方審議会)

第二百十三条 地方防衛局に、防衛施設地方審議会を置く。

2 防衛施設地方審議会は、地方防衛局長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を地方防衛局長に建議する。

一 自衛隊の施設又は駐留軍の使用に供する施設及び区域に係る不動産並びにこれに附属する動産（以下この条において「不動産等」という。）に係る権利の対価の額及び当該権利の取得に伴う移転料の額その他の支払額に関する事項

二 自衛隊又は駐留軍の使用により不動産等について生じた損失の補償額及び不動産等を権利者に返還する場合における利得の求償額に関する事項

三 自衛隊法第一百五条第二項又は漁船操業制限法第二条第一項

の規定による損失の補償額に関する事項

四 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項又は特別損失補償法第一条第一項の規定による損失の補償額に関する事項

三 沖縄防衛局に置かれる防衛施設地方審議会は、前項に定めるもののほか、位置境界明確化法第十三条第三項の規定による諮問に応じ、当該諮問事項について意見を述べる。

四 前二項に定めるもののほか、防衛施設地方審議会に關し必要な事項は、別に政令で定める。

(防衛省令への委任)

第二百十四条 前二条に定めるもののほか、地方防衛局の内部組織は、防衛省令で定める。

第二章 防衛施設庁

第一節 内部部局

(次長)

第二百十條 防衛施設庁に、次長一人を置く。

(技術審議官)

第二百十一條 防衛施設庁に、技術審議官一人を置く。

二 技術審議官は、防衛施設庁長官を助け、防衛施設庁の所掌事務に関する技術に係る事項を総括整理する。

(部の設置)

第二百十二條 防衛施設庁に、次の四部を置く。

総務部

施設部

建設部

業務部

(総務部の所掌事務)

第二百十三條 總務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 三 防衛施設庁長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 四 公文書類の接受、發送、編集及び保存に関すること。
- 五 防衛施設庁の保有する情報の公開に関すること。
- 六 防衛施設庁の保有する個人情報情報の保護に関すること。
- 七 防衛施設庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 八 防衛施設庁の機構及び定員に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 防衛施設庁の職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事に関すること。
- 十一 防衛施設庁の職員の福利厚生に関すること。
- 十二 防衛施設庁の職員の保健衛生に関すること。
- 十三 防衛施設庁の職員（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の職員を含む。）の共済組合に関すること。
- 十四 防衛施設庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十五 防衛施設庁の庁舎及び職員の宿舎に供される行政財産の管理に関すること。
- 十六 防衛施設庁所属の物品の管理に関すること（業務部の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 防衛施設庁の行政の考査に関すること。
- 十八 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する

する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関する事。

十九 渉外に関する事。

二十 防衛施設庁の職員の補充に関する事。

二十一 礼式及び服制に関する事。

二十二 防衛施設庁の職員の教育訓練に関する事。

二十三 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関する事。

二十四 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関する事。

二十五 防衛施設庁の所掌事務に関する政策の評価に関する事。

二十六 前各号に掲げるもののほか、防衛施設庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（施設部の所掌事務）

第二百十四条 施設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自衛隊の施設の取得及び自衛隊の施設に供される行政財産の管理に関する事。

二 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供に関する事（防衛政策局及び総務部の所掌に属するものを除く。）。

三 駐留軍に提供している施設及び区域の移設に係る建設工事（駐留軍に提供している施設及び区域の返還の条件とされた

ものに限る。)の計画に關すること。

四 駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に關すること(防衛政策局の所掌に属するものを除く。)

五 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に關する特別措置法(昭和五十二年法律第四十号。第二百二十四条において「位置境界明確化法」という。)第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに關連する措置に關すること。

六 防衛施設周辺の生活環境の整備等に關する法律(昭和四十九年法律第一百一号。以下この条及び第二百二十四条において「防衛施設周辺環境整備法」という。)第三条から第九条までの規定による措置に關すること。

七 相互防衛援助協定の実施に係る不動産及び備品の調達、提供及び管理に關すること。

八 自衛隊法第百五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

九 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障條約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に關する法律(昭和二十七年法律第二百四十三号。第二百二十四条において「漁船操業制限法」という。)第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に關すること。

十 防衛施設周辺環境整備法第十三条第一項及び日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に關する法律(昭和二十八年法律第二百四十六号。第二百二十四

条において「特別損失補償法」という。）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。

十一 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。

（建設部の所掌事務）

第二百十五条 建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 建設工事の実施に関すること。

二 防衛の用に供する施設の工事に関する調査及び研究に関すること。

三 防衛施設庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
（業務部の所掌事務）

第二百十六条 業務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 駐留軍の使用に供する施設及び区域並びに駐留軍に提供している施設及び区域に係る建設工事の計画に関すること（施設部の所掌に属するものを除く。）。

二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達に関すること。

三 自衛隊の施設に係る工事により生じた物品及び駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。

四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（以下「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。

五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに

日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項(a)に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。

六 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に關すること。

七 合衆国軍協定第十八条第五項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に關すること。

八 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）の規定による給付金に關すること。

九 防衛施設庁の職員の行為又は施設に係る損害賠償に關すること。

（総括整理職の数）

第二百十七条 次の表の上欄に掲げる部の所掌事務の一部を総括整理する職に係る国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

部	数
総務部	四人
業務部	一人

(防衛施設庁の課等の数)

第二百十八条 次の表の上欄に掲げる部に置く課及びこれに準ずる室に係る国家行政組織法第七条第六項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

部	数
総務部	三
施設部	五
建設部	四
業務部	四

2 次の表の上欄に掲げる部に置く課長に準ずる職に係る国家行政組織法第二十一条第五項に規定する政令の定める数は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

部	数
総務部	一
施設部	三

建設部	一人
業務部	一人

第二節 地方支分局
(名称、位置及び管轄区域)

第二百十九条 防衛施設局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌防衛施設局	札幌市	北海道
仙台防衛施設局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
東京防衛施設局	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 長野県
横浜防衛施設局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県
大阪防衛施設局	大阪市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県

広島防衛施設局	広島市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
福岡防衛施設局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県
那覇防衛施設局	那覇市	沖縄県

第二百二十条 削除

(次長)

第二百二十一条 札幌防衛施設局、東京防衛施設局、横浜防衛施設局、大阪防衛施設局、福岡防衛施設局及び那覇防衛施設局に、それぞれ次長一人を置く。

2 次長は、防衛施設局長を助け、防衛施設局の事務を整理する。

(防衛施設局の部の数)

第二百二十二条 法第三十六条第五項に規定する政令で定める数は、三十とする。

第二百二十三条 削除

第八章 補則

(所掌事務の特例)

第二百十五條 法第二十二條第八号及び第二十三條第八号に掲げる事務並びに法第二十四條の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官、

(防衛施設地方審議会)

第二百二十四條 防衛施設局に、防衛施設地方審議会を置く。

2 防衛施設地方審議会は、防衛施設局長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める事項を防衛施設局長に建議する。

一 不動産等に係る権利の対価の額及び当該権利の取得に伴う移転料の額その他の支払額に関する事項

二 自衛隊又は駐留軍の使用により不動産等について生じた損失の補償額及び不動産等を権利者に返還する場合における利得の求償額に関する事項

三 自衛隊法第五條第二項又は漁船操業制限法第二條第一項の規定による損失の補償額に関する事項

四 防衛施設周辺環境整備法第十三條第一項又は特別損失補償法第一條第一項の規定による損失の補償額に関する事項

3 那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会は、前項に定めるもののほか、位置境界明確化法第十三條第三項の規定による諮問に応じ、当該諮問事項について意見を述べる。

4 前二項に定めるもののほか、防衛施設地方審議会に関し必要な事項については、別に政令で定めるところによる。

第三章 補則

(所掌事務の特例)

第二百二十五條 法第二十二條第八号及び第二十三條第八号に掲げる事務並びに法第二十四條の規定により防衛大臣が処理を命じた事務は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の定めるところにより、部、課、報道官、首席法務官、首席後方補給官、監察官、法務官、警務管理官、首席会計監査官

首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。

(身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等)

第二百十六条 法第三十九条に規定する政令で定める合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

2 法第三十九条に規定する政令で定める職員は、地方協力局業務管理課に勤務する職員とする。

(防衛大臣の定めへの委任)

第二百十七条 この政令に定めるもののほか、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、技術研究本部、技術研究本部の試験場、装備施設本部及び防衛監察本部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この政令は、防衛庁設置法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。

(防衛政策局調査課の所掌事務の特例)

2 防衛政策局調査課は、第二十条各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、当該各号に定める事務をつかさどる。

一・二 (略)

(運用企画局国際協力課の所掌事務の特例)

3 運用企画局国際協力課は、第二十三条各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、当該各号に定め

、首席衛生官又は監理監察官がつかさどる。

(身分取扱いについて自衛隊法の定めるところによらない職員等)

第二百二十六条 法第四十二条に規定する政令で定める合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。

2 法第四十二条に規定する政令で定める職員は、防衛施設庁業務部に勤務する職員のうち防衛省令で定めるものとする。

(防衛大臣の定めへの委任)

第二百二十七条 この政令に定めるもののほか、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、技術研究本部、技術研究本部の試験場及び装備本部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附 則 抄

1 この政令は、防衛庁設置法の施行の日（昭和二十九年七月一日）から施行する。

2 調査課は、第十九条各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、当該各号に定める事務をつかさどる。

一・二 (略)

3 国際協力課は、第二十三条各号に掲げる事務のほか、次の各号に掲げる法律が効力を有する間、当該各号に定める事務をつ

る事務をつかさどる。

一 テロ特措法 テロ特措法第三条第一号に規定する協力支援活動としての役務の提供（防衛省の機関又は自衛隊の部隊等が実施するものに限る。）、同項第二号に規定する捜索救助活動及び同項第三号に規定する被災民救援活動（自衛隊の部隊等が実施するものに限る。）の基本に関する事務

二（略）

（経理装備局会計課の所掌事務の特例）

4 経理装備局会計課は、第三十一条各号に掲げる事務のほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十八条の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

（地方協力局地方協力企画課の所掌事務の特例）

5 地方協力局地方協力企画課は、第四十二条の三各号に掲げる事務のほか、平成二十九年三月三十一日までの間、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

二 再編関連振興特別地域（駐留軍再編特別措置法第七条第一

かさどる。

一 テロ特措法 テロ特措法第三条第一号に規定する協力支援活動としての役務の提供（本省の機関又は自衛隊の部隊等が実施するものに限る。）、同項第二号に規定する捜索救助活動及び同項第三号に規定する被災民救援活動（自衛隊の部隊等が実施するものに限る。）の基本に関する事務

二（略）

4 防衛施設庁総務部は、第二百十三条各号に掲げる事務のほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編特別措置法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第四十八条の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に関する事務をつかさどる。

項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。

三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。

四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。

（地方協力局周辺環境整備課の所掌事務の特例）

6 地方協力局周辺環境整備課は、第四十二条の五各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成二十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号。以下「駐留軍用地返還特別措置法」という。）第七条の規定による措置のうち、道路に係るものに関すること。
駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間	同条の規定による再編交付金の交付に関すること。

（地方協力局施設管理課の所掌事務の特例）

7 地方協力局施設管理課は、第四十二条の八各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成二十四年三月三十一日までの間	駐留軍用地返還特別措置法第七条の規定による措置に関すること（周辺環境整備課の所掌に属するものを除く。）。
（略）	（略）
駐留軍用地返還特別措置法第八条の規定が効力を有する間	同条の規定による給付金の支給に関すること。

5 防衛施設庁施設部は、第二百十四条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期 間	事 務
平成二十四年三月三十一日までの間	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知、同法第六条の規定による返還実施計画の策定及び同法第七条の規定による措置に関すること。
（略）	（略）
平成二十九年三月三十一日までの間	一 駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍等再編特別措置法第五条

8 | (地方協力局労務管理課の所掌事務の特例)
 地方協力局労務管理課は、第四十二条の十に規定する事務のほか、平成二十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間	第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等再編特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍再編特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。 同条の規定による再編交付金の交付に関すること。
---------------------------------	--

6 | 防衛施設庁業務部は、第二百十六条に掲げる事務のほか、平成二十年五月十六日までの間、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務をつかさどる。

9 | (地方協力局沖縄調整官の職務の特例)

地方協力局沖縄調整官は、第四十二条の十一に規定する事務のほか、平成二十四年三月三十一日までの間、駐留軍用地返還特別措置法第五条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知及び駐留軍用地返還特別措置法第六条の規定による返還実施計画の策定に関する事務をつかさどる。

改 正 案	現 行
（自衛隊から除かれる機関等） 第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会、防衛施設地方審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。 2 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、地方協力局労務管理課とする。 （表彰を受ける機関） 第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部及び地方防衛局（次条第四項において「防衛大学校等」という。）とする。 （表彰の種類） 第二条 自衛隊の表彰は、次の三種類とする。	（自衛隊から除かれる機関等） 第一条 自衛隊法（以下「法」という。）第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、独立行政法人評価委員会、防衛人事審議会、自衛隊員倫理審査会、防衛調達審議会、防衛施設中央審議会及び捕虜資格認定等審査会とする。 2 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛施設庁の合議制の機関は、防衛施設地方審議会とする。 3 法第二条第一項に規定する政令で定める部局及び職は、防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）第二百十六条第五号の事務を所掌する防衛施設庁業務部の内部組織であつて防衛省令で定めるものとする。 （表彰を受ける機関） 第一条の三 法第五条第一項に規定する政令で定める機関は、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部及び装備本部（次条第四項において「防衛大学校等」という。）とする。 （表彰の種類） 第二条 自衛隊の表彰は、次の三種類とする。

一、三 (略)

2・3 (略)

4 賞状は、特別賞状、第一級賞状、第二級賞状、第三級賞状、第四級賞状及び第五級賞状とし、防衛大学校等又は法第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）の部隊若しくは機関で、功績があつたものに対して授与する。

5 (略)

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

表 (略)

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

表 (略)

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

一、三 (略)

2・3 (略)

4 賞状は、特別賞状、第一級賞状、第二級賞状、第三級賞状、第四級賞状及び第五級賞状とし、防衛大学校等、法第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）の部隊若しくは機関又は防衛施設庁の地方支分部局で、功績があつたものに対して授与する。

5 (略)

(陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条 陸上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとし、これらの各補給処、次条の海上自衛隊の補給処及び第四十条の航空自衛隊の補給処相互間の所掌事務の区分については、防衛大臣が定めるものとする。

表 (略)

(海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第三十九条の二 海上自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとする。

表 (略)

(航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務)

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備施設本部の所掌に係るものを含まないものとする。

表 (略)

(任期付研究員として採用することができない官職)

第五十三条の四 法第三十六条の六第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛省の機関の長の官職

二・三 (略)

四 防衛省の機関に置かれる支所その他これに準ずる組織の長の官職

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一・三 (略)

四 防衛監察監 六十二年

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 (略)

2 隊員の他の官職への異動(法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。)は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続いて勤務し

第四十条 航空自衛隊の補給処の名称、位置及び所掌事務は、次の表のとおりとする。ただし、これらの各補給処の所掌事務には、装備本部の所掌に係るものを含まないものとする。

表 (略)

(任期付研究員として採用することができない官職)

第五十三条の四 法第三十六条の六第一項に規定する政令で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一 防衛省本省の機関の長の官職

二・三 (略)

四 防衛省本省の機関に置かれる支所その他これに準ずる組織の長の官職

第五十九条の四 法第四十四条の二第二項第三号に規定する政令で定める隊員は、次の各号に掲げる者とし、これらの者に係る同号に規定する政令で定める年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一・三 (略)

四 防衛施設庁長官 六十二年

(定年に達している者の任用)

第五十九条の五 (略)

2 隊員の他の官職への異動(法第四十四条の二第三項各号に掲げる隊員となる異動を除く。)は、当該異動により占めることとなる官職に係る定年退職日後には、行うことができない。ただし、法第四十四条の三第一項の規定により引き続いて勤務し

ている隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。

(損失補償申請書)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

(異議の申出)

第二百五十三条 法第五条第七項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議の申出書を防衛大臣に提出しなければならない。

附 則

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

ている隊員の異動で、特別の事情があるものとして防衛大臣(防衛施設庁の職員である隊員(防衛施設庁長官を除く。))については、防衛施設庁長官)の承認を得たもの及び再任用をされている隊員の異動については、この限りでない。

(損失補償申請書)

第二百五十二条 (略)

2 (略)

3 法第五条第五項の規定により都道府県知事が損失補償申請書及びその意見を記載した書面を防衛大臣に送付する場合には、防衛施設庁長官を経由しなければならない。

(異議の申出)

第二百五十三条 法第五条第七項の規定により異議の申出をしようとする者は、異議の申出書を防衛施設庁長官を経由して防衛大臣に提出しなければならない。

附 則

8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

改 正 案	現 行
（資金使用計画） 第一条の三 防衛大臣は、財務大臣の定めるところにより、毎会計年度における資金の使用計画を第一条各号に掲げる勘定の区分に従つて定め、当該計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。その承認を受けた資金の使用計画を変更しようとするときもまた同様とする。 2 防衛大臣は、前項の資金の使用計画において、毎四半期における資金の支払の原因となる契約その他の行為（以下「資金契約等行為」という。）に因る資金の所要額について、資金の使用の目的別の区分を明らかにしなければならない。 3 前項の規定による資金の使用の目的別の区分については、防衛大臣が、財務大臣に協議して定める。 （資金契約等行為の制限） 第二条 防衛大臣は、資金契約等行為をしようとするときは、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けた資金の使用計画に定める金額をこえてはならない。 2 （略） （資金の運営に関する事務の委任等）	（資金使用計画） 第一条の三 防衛施設庁長官は、財務大臣の定めるところにより、毎会計年度における資金の使用計画を第一条各号に掲げる勘定の区分に従つて定め、当該計画に関する書類を作製して、これを財務大臣に送付し、その承認を受けなければならない。その承認を受けた資金の使用計画を変更しようとするときもまた同様とする。 2 防衛施設庁長官は、前項の資金の使用計画において、毎四半期における資金の支払の原因となる契約その他の行為（以下「資金契約等行為」という。）に因る資金の所要額について、資金の使用の目的別の区分を明らかにしなければならない。 3 前項の規定による資金の使用の目的別の区分については、防衛施設庁長官が、財務大臣に協議して定める。 （資金契約等行為の制限） 第二条 防衛施設庁長官は、資金契約等行為をしようとするときは、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けた資金の使用計画に定める金額をこえてはならない。 2 （略） （資金の運営に関する事務の委任等）

第三条 防衛大臣は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、第六項に規定する資金出納命令官に対する調達（令第一条に規定する調達をいう。以下同じ。）に要する経費の支払資金の交付の事務、令第三条第二項の規定によりアメリカ合衆国政府又は国際連合の軍隊の派遣国の政府から受け入れる受入金及び第一条の二に規定する受入金（以下「受入金」と総称する。）の受入れの事務、令第三条の二第一項の規定による一時借入金及び繰替使用金に関する受払いの事務、令第四条に規定する還付金の支払の事務並びに令第六条第二項の規定による一般会計への繰入金の繰入れの事務を行わせることができる。

2 防衛大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定による委任を受けた職員（以下「資金会計官」という。）の事務のうち、同項に規定する支払資金の交付の事務、受入金の受入の事務及び還付金の支払の事務を部下の職員に分掌させることができる。

3 防衛大臣は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、資金契約等行為を行わせることができる。

4 防衛大臣は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、調達に要する経費の支払のため、資金に属する現金の出納執行の命令をさせることができる。

5 防衛大臣は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、資金に属する現金の出納に関する事務を行わせることができる。

6 第三項の規定による委任を受けた職員（以下「資金契約等担当官」という。）、第四項の規定による委任を受けた職員（以

第三条 防衛施設庁長官は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、第六項に規定する資金出納命令官に対する調達（令第一条に規定する調達をいう。以下同じ。）に要する経費の支払資金の交付の事務、令第三条第二項の規定によりアメリカ合衆国政府又は国際連合の軍隊の派遣国の政府から受け入れる受入金及び第一条の二に規定する受入金（以下「受入金」と総称する。）の受入れの事務、令第三条の二第一項の規定による一時借入金及び繰替使用金に関する受払いの事務、令第四条に規定する還付金の支払の事務並びに令第六条第二項の規定による一般会計への繰入金の繰入れの事務を行わせることができる。

2 防衛施設庁長官は、必要があると認めるときは、前項の規定による委任を受けた職員（以下「資金会計官」という。）の事務のうち、同項に規定する支払資金の交付の事務、受入金の受入の事務及び還付金の支払の事務を部下の職員に分掌させることができる。

3 防衛施設庁長官は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、資金契約等行為を行わせることができる。

4 防衛施設庁長官は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、調達に要する経費の支払のため、資金に属する現金の出納執行の命令をさせることができる。

5 防衛施設庁長官は、令第五条の規定により、部下の職員に委任して、資金に属する現金の出納に関する事務を行わせることができる。

6 第三項の規定による委任を受けた職員（以下「資金契約等担当官」という。）、第四項の規定による委任を受けた職員（以

下「資金出納命令官」という。）又は前項の規定による委任を受けた職員（以下「資金出納官吏」という。）に事故があるとき（資金契約等担当官、資金出納命令官又は資金出納官吏が次項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）は、防衛大臣は、臨時に他の部下の職員をしてその事務を代理させることができる。

7 前各項の場合において、防衛大臣は、防衛省に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ又は分掌させることができる。

8 防衛大臣は、特に必要があると認めるときは、令第五条の規定により、資金出納官吏及び第六項の規定によりその事務を代理する職員以外の部下の職員に資金に属する現金の出納に関する事務を取り扱わせることができる。

9・10 (略)

第三条の二 防衛大臣は、必要があると認めるときは、部下の職員に、資金会計官若しくは前条第二項の規定による委任を受けた職員（以下「分任資金会計官」という。）又は資金契約等担当官若しくは資金出納命令官（同条第六項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。以下同じ。）（以下「資金会計機関」と総称する。）の事務の一部を処理させることができる。

2 (略)

3 防衛大臣は、第一項の規定により資金会計機関の事務の一部を処理させる場合には、その処理させる事務の範囲を明らかに

下「資金出納命令官」という。）又は前項の規定による委任を受けた職員（以下「資金出納官吏」という。）に事故があるとき（資金契約等担当官、資金出納命令官又は資金出納官吏が次項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）は、防衛施設庁長官は、臨時に他の部下の職員をしてその事務を代理させることができる。

7 前六項の場合において、防衛施設庁長官は、防衛施設庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理させ又は分掌させることができる。

8 防衛施設庁長官は、特に必要があると認めるときは、令第五条の規定により、資金出納官吏及び第六項の規定によりその事務を代理する職員以外の部下の職員に資金に属する現金の出納に関する事務を取り扱わせることができる。

9・10 (略)

第三条の二 防衛施設庁長官は、必要があると認めるときは、部下の職員に、資金会計官若しくは前条第二項の規定による委任を受けた職員（以下「分任資金会計官」という。）又は資金契約等担当官若しくは資金出納命令官（同条第六項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。以下同じ。）（以下「資金会計機関」と総称する。）の事務の一部を処理させることができる。

2 (略)

3 防衛施設庁長官は、第一項の規定により資金会計機関の事務の一部を処理させる場合には、その処理させる事務の範囲を明

しなければならない。

4・5 (略)

(資金受払決定計算書)

第五条 防衛大臣は、財務大臣の定めるところにより、毎会計年度、資金の受入及び支払の決定計算書（以下「資金受払決定計算書」という。）を作製し、財務大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

2・3 (略)

らかにしなければならない。

4・5 (略)

(資金受払決定計算書)

第五条 防衛施設庁長官は、財務大臣の定めるところにより、毎会計年度、資金の受入及び支払の決定計算書（以下「資金受払決定計算書」という。）を作製し、防衛大臣を経由して、財務大臣及び会計検査院に送付しなければならない。

2・3 (略)

四 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行令（昭和二十七年政令第百四十九号）（第四条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（利得金の延納） 第二条 地方防衛局長は、法第十一条第三項の規定により利得を納付させようとするときは、納付すべき金額及び納付期限を当該建物の所有者に通知しなければならない。 2 前項の通知を受けた者が、法第十一条第四項の規定により延納しようとするときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に、左に掲げる事項を記載した申請書を地方防衛局長に提出しなければならない。 一〇六 （略） 3 地方防衛局長は、前項の申請書を受理した場合において、その審査の結果申請に係る延納がやむを得ないものと認めたときは、延納の期間及び方法を定めて当該延納を認めなければならない。 4 （略） （法第十二条の規定による異議の申出） 第三条 法第十二条の規定による異議の申出は、左に掲げる事項を記載した異議申出書を地方防衛局長を通じ防衛大臣に提出しなければならない。 一〇四 （略）	（利得金の延納） 第二条 防衛施設局長は、法第十一条第三項の規定により利得を納付させようとするときは、納付すべき金額及び納付期限を当該建物の所有者に通知しなければならない。 2 前項の通知を受けた者が、法第十一条第四項の規定により延納しようとするときは、前項の通知を受けた日から三十日以内に、左に掲げる事項を記載した申請書を防衛施設局長に提出しなければならない。 一〇六 （略） 3 防衛施設局長は、前項の申請書を受理した場合において、その審査の結果申請に係る延納がやむを得ないものと認めたときは、延納の期間及び方法を定めて当該延納を認めなければならない。 4 （略） （法第十二条の規定による異議の申出） 第三条 法第十二条の規定による異議の申出は、左に掲げる事項を記載した異議申出書を防衛施設局長を通じ防衛大臣に提出しなければならない。 一〇四 （略）

2 (略)

(法第十四条の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え)

第四条 (略)

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十一条第四項	起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入ろうとする土地	地方防衛局長の名称並びに地方防衛局長が立ち入ろうとする土地等
(略)	(略)	(略)
第八十二条第五項	国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地	地方防衛局長は、地方公共団体の所有する土地
第九十二条第二項	起業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、	地方防衛局長が土地等の使用若しくは収用を廃止し、若しくは変更し、
(略)	(略)	(略)

2 (略)

(法第十四条の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え)

第四条 (略)

条項	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十一条第四項	起業者の名称、事業の種類並びに起業者が立ち入ろうとする土地	防衛施設局長の名称並びに防衛施設局長が立ち入ろうとする土地等
(略)	(略)	(略)
第八十二条第五項	国又は地方公共団体である起業者は、地方公共団体又は国の所有する土地	防衛施設局長は、地方公共団体の所有する土地
第九十二条第二項	起業者が事業の全部若しくは一部を廃止し、若しくは変更し、	防衛施設局長が土地等の使用若しくは収用を廃止し、若しくは変更し、
(略)	(略)	(略)

(法第十五条第四項の規定による担保の取得)

第九条 法第十五条第四項の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を地方防衛局長に提出してしなければならない。

一 三 (略)

2 地方防衛局長は、法第十五条第四項の規定により担保を取得させるには、次に掲げる事項を記載した承認書を交付してしなければならない。

一 三 (略)

3 (略)

(法第十五条第六項の規定による担保の取戻し)

第十条 地方防衛局長は、法第十五条第六項の規定により担保を取り戻すときは、防衛省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定による損失の補償を了したことを証する書面を供託所に提出しなければならない。

(法第二十三条第五項の規定による公告)

第十二条 (略)

一 当該請求に係る地方防衛局長の名称並びに使用し、又は収用しようとする土地等の所在、種類及び数量

二 (略)

(法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え)

(法第十五条第四項の規定による担保の取得)

第九条 法第十五条第四項の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を防衛施設局長に提出してしなければならない。

一 三 (略)

2 防衛施設局長は、法第十五条第四項の規定により担保を取得させるには、次に掲げる事項を記載した承認書を交付してしなければならない。

一 三 (略)

3 (略)

(法第十五条第六項の規定による担保の取戻し)

第十条 防衛施設局長は、法第十五条第六項の規定により担保を取り戻すときは、防衛省令で定めるところにより、法第十六条第一項の規定による損失の補償を了したことを証する書面を供託所に提出しなければならない。

(法第二十三条第五項の規定による公告)

第十二条 (略)

一 当該請求に係る防衛施設局長の名称並びに使用し、又は収用しようとする土地等の所在、種類及び数量

二 (略)

(法第二十七条第二項の規定による土地収用法の適用に関する技術的読替え)

第十三条 (略)

条項	(略)	第四十 四條第 二項	(略)	第四十 六條第 二項	(略)
読み替えられる字句	(略)	起業者	(略)	(略)	(略)
読み替える字句	(略)	地方防衛局長	(略)	(略)	(略)

第十三条 (略)

条項	(略)	第四十 四條第 二項	(略)	第四十 六條第 二項	(略)
読み替えられる字句	(略)	起業者	(略)	(略)	(略)
読み替える字句	(略)	防衛施設局長	(略)	(略)	(略)

五 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令
 (平成十六年政令第二百七十八号) (第四条第二号関係) (傍線部分は今回改正部分)

改 正 案	現 行
(権限の委任) 第二条 法第十五条第一項から第四項までの規定により防衛大臣の権限に属する事務(同条第一項の規定による告示に係るものを除く。)は、同条第一項の規定により使用する土地又は家屋の所在地を管轄する地方防衛局長に委任する。ただし、防衛大臣が当該事務を自ら行うことを妨げない。	(権限の委任) 第二条 法第十五条第一項から第四項までの規定により防衛大臣の権限に属する事務(同条第一項の規定による告示に係るものを除く。)は、同条第一項の規定により使用する土地又は家屋の所在地を管轄する防衛施設局長に委任する。ただし、防衛大臣が当該事務を自ら行うことを妨げない。

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分） 第三条（略） 2ゝ6（略） 7 事務官等のうち、技術研究本部又は防衛省の内部部局及び技術研究本部以外の機関並びに自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の部隊及び機関の部課等で試験研究機関に相当するものとして防衛大臣の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する者（教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。 8・9（略） 10 事務官等のうち、第八項に規定する医療施設、防衛省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊の部隊若しくは機関又は地方防衛局に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師である者（自衛隊教官俸給表又は教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)を適用する。 11 事務官等のうち、防衛事務次官、防衛大学校の長、防衛医科大学校の長、技術研究本部長、装備施設本部長、防衛監察監及び防衛省令で定める防衛参事官、書記官その他の官職を占める	（事務官等に対する俸給表の適用範囲の区分） 第三条（略） 2ゝ6（略） 7 事務官等のうち、技術研究本部又は防衛省本省（以下「本省」という。）の内部部局及び技術研究本部以外の本省の機関並びに自衛隊（自衛隊法第二条第一項に規定する自衛隊をいう。以下同じ。）の部隊及び機関の部課等で試験研究機関に相当するものとして防衛大臣の定めるものに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもつて試験研究又は調査研究業務に従事する者（教育職俸給表(一)又は指定職俸給表の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第七研究職俸給表を適用する。 8・9（略） 10 事務官等のうち、第八項に規定する医療施設、防衛大学校、防衛医科大学校、自衛隊の部隊若しくは機関又は防衛施設庁に勤務し、保健指導又は看護等に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師である者（自衛隊教官俸給表又は教育職俸給表(二)の適用を受ける者を除く。）については、一般職給与法別表第八ハ医療職俸給表(三)を適用する。 11 事務官等のうち、防衛事務次官、防衛大学校の長、防衛施設庁長官、防衛医科大学校の長、技術研究本部長、装備本部長及び防衛省令で定める防衛参事官、書記官その他の官職を占める

者については、指定職俸給表を適用する。

(指定職俸給表等の適用を受ける職員の俸給月額)
 第六条の二十 法第六条に規定する職員の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官 職	号 俸	(略)	(略)	(略)
三	防衛監察監	六号俸			
四	防衛医科大学校の長 北部方面総監 東部方面総監 中部方面総監 西部方面総監 自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 航空総隊司令官 航空教育集団司令官 技術研究本部長 装備施設本部長	五号俸			

者については、指定職俸給表を適用する。

(指定職俸給表等の適用を受ける職員の俸給月額)
 第六条の二十 法第六条に規定する職員の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官 職	号 俸	(略)	(略)	(略)
三	防衛施設庁長官	六号俸			
四	防衛医科大学校の長 北部方面総監 東部方面総監 中部方面総監 西部方面総監 自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 航空総隊司令官 航空教育集団司令官 技術研究本部長 装備本部長	五号俸			

備考 (略)

(特に勤務したものとみなされる場合)

第七条 次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかつた場合においても、特に勤務したものとみなす。

一・二 (略)

三 職員が法令に違反した疑により調査又は審理のため防衛大臣又はその委任を受けた者から勤務を停止されたために勤務しなかつた日

(俸給の特別調整額)

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、次に掲げる官職とする。

一 (略)

二 部員又はその管理若しくは監督の地位がこれに準ずる職員が占める官職 (防衛省内部部局、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備施設本部及び防衛監察本部に置かれるものに限る。) で防衛大臣が定めるもの

25 (略)

(食事の無料支給)

備考 (略)

(特に勤務したものとみなされる場合)

第七条 次の各号に掲げる日又は時間においては、職員が勤務しなかつた場合においても、特に勤務したものとみなす。

一・二 (略)

三 職員が法令に違反した疑により調査又は審理のため防衛大臣又はその委任を受けた者 (防衛施設庁の職員 (防衛施設庁長官を除く。)) については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者から勤務を停止されたために勤務しなかつた日

(俸給の特別調整額)

第八条の三 法第十一条の三第一項に規定する政令で指定する官職は、次に掲げる官職とする。

一 (略)

二 部員又はその管理若しくは監督の地位がこれに準ずる職員が占める官職 (本省内部部局、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、技術研究本部、装備本部 (地方機関を除く。)) 及び防衛施設庁の内部部局に置かれるものに限る。) で防衛大臣が定めるもの

25 (略)

(食事の無料支給)

第十四条 (略)

2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。

一 五の二 (略)

六 防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合

3・4 (略)

(療養の給付)

第十七条の四 自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一・二 (略)

三 防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所

四・五 (略)

2 (略)

3 保険医療機関又は保険薬局は、前項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、自衛官等が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかった自衛官等からこれを領収し、当該

第十四条 (略)

2 前項に掲げる職員以外の職員に対しても、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、食事を無料で支給する。

一 五の二 (略)

六 本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関において食事の支給を受けることを条件として公務旅行を命ぜられた場合

3・4 (略)

(療養の給付)

第十七条の四 自衛官等は、前条第一項の療養の給付を受けようとするときは、次の各号に掲げる医療機関又は薬局から受けるものとする。

一・二 (略)

三 本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関に置かれている診療所

四・五 (略)

2 (略)

3 保険医療機関又は保険薬局は、前項に規定する一部負担金（次条第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の支払を受領しなければならないものとし、保険医療機関又は保険薬局が善良な管理者の注意と同一の注意をもつてその支払を受領すべく努めたにもかかわらず、自衛官等が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、当該保険医療機関又は保険薬局の請求により、当該一部負担金の全部又は一部を支払わなかった自衛官等からこれを領収し、当該保

保険医療機関又は保険薬局に払い渡すことができる。

4 自衛官等が第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その全額を国が負担する。自衛官等が同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に対して防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関が支払うものとする。

5・6 (略)

(一部負担金の額の特例)

第十七条の四の二 防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、災害その他の防衛大臣が定める特別の事情がある自衛官等であつて、前条第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができる。

一～三 (略)

2・3 (略)

(入院時食事療養費)

第十七条の四の三 (略)

除医療機関又は保険薬局に払い渡すことができる。

4 自衛官等が第一項第一号から第三号までに掲げる医療機関において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その全額を国が負担する。自衛官等が同項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局において前条第一項の療養の給付を受けた場合におけるその療養に要した費用については、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき第二項に規定する一部負担金（次条第一項各号の措置が採られるときは、当該措置が採られたものとした場合の一部負担金）に相当する金額を控除した金額を当該医療機関又は薬局に対して防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関が支払うものとする。

5・6 (略)

(一部負担金の額の特例)

第十七条の四の二 防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、災害その他の防衛大臣が定める特別の事情がある自衛官等であつて、前条第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局に同条第二項の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、次に掲げる措置を採ることができる。

一～三 (略)

2・3 (略)

(入院時食事療養費)

第十七条の四の三 (略)

2・3 (略)

4 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5・6 (略)

(療養費)

第十七条の五 防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給することが困難であると防衛大臣若しくはその委任を受けた者が認めたとき、又は自衛官等が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受けた場合において、防衛大臣若しくはその委任を受けた者がやむを得ないと認めたときは、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給に代えて、療養費を支給することができる。

2 防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号の医療機関又は薬局から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療

2・3 (略)

4 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から食事療養を受けた場合には、防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該医療機関に支払うべき食事療養に要した費用について入院時食事療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うことができる。

5・6 (略)

(療養費)

第十七条の五 防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給することが困難であると防衛大臣若しくはその委任を受けた者が認めたとき、又は自衛官等が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受けた場合において、防衛大臣若しくはその委任を受けた者がやむを得ないと認めたときは、療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは保険外併用療養費の支給に代えて、療養費を支給することができる。

2 防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号の医療機関又は薬局から第十七条の三第一項各号に掲げる療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用をこれらの医療機関又は薬局に支払った場合において、防衛大臣又はその委任を受けた者が必要と認めたときは、療養の給付に代えて、療養

養費を支給することができる。

3・4 (略)

(訪問看護療養費)

第十七条の五の二 (略)

2 (略)

3 自衛官等が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、防衛大臣の指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該指定訪問看護事業者を支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4・6 (略)

(その他高額療養費の支給に関する事項)

第十七条の六の三 (略)

2 自衛官等が同一の月に一の第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から入院療養等を受けた場合において、同条第二項に規定する一部負担金(第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)又は保険外併用療養費負担額の支払が行われなかったときは、防衛大臣が指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、第十七条の六第一項の規定による高額療養費について、当該一部負担金又は保険外併用療養費負担額から前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うもの

費を支給することができる。

3・4 (略)

(訪問看護療養費)

第十七条の五の二 (略)

2 (略)

3 自衛官等が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けた場合には、防衛大臣の指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その自衛官等が当該指定訪問看護事業者を支払うべき当該指定訪問看護に要した費用について訪問看護療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

4・6 (略)

(その他高額療養費の支給に関する事項)

第十七条の六の三 (略)

2 自衛官等が同一の月に一の第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関から入院療養等を受けた場合において、同条第二項に規定する一部負担金(第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金)又は保険外併用療養費負担額の支払が行われなかったときは、防衛大臣が指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、第十七条の六第一項の規定による高額療養費について、当該一部負担金又は保険外併用療養費負担額から前項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除した金額の限度において、当該自衛官等に代わり、当該医療機関に支払うもの

のとする。

3 (略)

4 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、防衛大臣が指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その療養の給付につき支払うべき同条第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又はその療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 自衛官等が指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を受けた場合には、防衛大臣が指定する防衛省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その指定訪問看護に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

6～8 (略)

別表第三（第八条の三、第十一条の二関係）

組織の区分

官 職

種 別

のとする。

3 (略)

4 自衛官等が第十七条の四第一項第四号又は第五号に掲げる医療機関又は薬局から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき療養を受けた場合には、防衛大臣が指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その療養の給付につき支払うべき同条第二項に規定する一部負担金（第十七条の四の二第一項第一号の措置が採られるときは、当該減額された一部負担金）の額又はその療養に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該医療機関又は薬局に支払うことができる。

5 自衛官等が指定訪問看護事業者から原爆一般疾病医療費の支給その他防衛大臣が定める医療に関する給付が行われるべき指定訪問看護を受けた場合には、防衛大臣が指定する本省の機関又は自衛隊の部隊若しくは機関は、その指定訪問看護に要した費用のうち第十七条の六第二項から第四項までの規定による高額療養費として自衛官等に支給すべき金額に相当する金額を、自衛官等に代わり、当該指定訪問看護事業者に支払うことができる。

6～8 (略)

別表第三（第八条の三、第十一条の二関係）

組織の区分

官 職

種 別

装 備 施 設 本 部	(略)	防 衛 省 内 部 部 局	防 衛 省
課 長 副 本 部 長	(略)	官房長 局長 局次長 衛生監 技術監 報道官 審議官 米軍再編調整官 参事官 課長 訟務管理官 服務管理官 衛生官 技術計画官 施設技術官 沖縄調整官 調達官	防 衛 参 事 官
一 種	(略)	一 種	一 種

装 備 本 部	(略)	本 省 内 部 部 局	防 衛 省
課 長 副 本 部 長	(略)	官房長 局長 局次長 衛生監 技術監 報道官 審議官 参事官 地方調整官 課長 政策評価官 衛生官 技術計画官	防 衛 参 事 官
一 種	(略)	一 種	一 種

別表第五（第九条の七関係）

備考 (略)	防衛省内部部局、防衛 大学校、防衛医科大学 校、防衛研究所、統合 幕僚監部、陸上幕僚監 部、海上幕僚監部、航 空幕僚監部、自衛隊の 部隊及び機関、情報本 部、技術研究本部、装 備施設本部、防衛監察 本部並びに地方防衛局	地方防衛局	防衛監察本部	
		次長 地方防衛局長	副監察監 課長 統括監察官	技術調査官 室長
		一種	一種	

別表第五（第九条の七関係）

備考 (略)	本省内部部局、防衛大 学校、防衛医科大学校 、防衛研究所、統合幕 僚監部、陸上幕僚監部 、海上幕僚監部、航空 幕僚監部、自衛隊の部 隊及び機関、情報本部 、技術研究本部、装備 本部並びに防衛施設庁	防衛施設局	防衛施設庁内部部局	
		次長 防衛施設局長	部長 技術審議官	室長
		一種	一種	

備考 (略)	(略)	駐留軍関係業務 手当	(略)	種 類
	(略)	駐留軍に関する業務で 防衛大臣の定めるもの に従事する地方防衛局 の職員（俸給の特別調 整額の支給を受ける者 を除く。）	(略)	支給される職員の範囲
	(略)	業務一日につき 六百五十円	(略)	支 給 額

備考 (略)	(略)	駐留軍関係業務 手当	(略)	種 類
	(略)	駐留軍に関する業務で 防衛大臣の定めるもの に従事する防衛施設局 の職員（俸給の特別調 整額の支給を受ける者 を除く。）	(略)	支給される職員の範囲
	(略)	業務一日につき 六百五十円	(略)	支 給 額

七 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令（昭和二十八年政令第三百五十五号）
（第六条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による病院又は診療所において行う医療保健業であつて、<u>防衛大臣が定めるもの</u> 第三条 法第一条第一項第一号の政令で定める行為は、艦船、舟艇又は航空機のひん繁な使用であつて、漁業の実施を著しく困難ならしめるものとする。但し、水上航空機以外の航空機の使用にあつては、当該漁業が飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で<u>防衛大臣が定める区域内</u>において行われる場合に限る。 第五条 法第一条第一項第二号の政令で定める行為は、左に掲げる行為であつて、農業又は林業の実施を著しく困難ならしめるものとする。 一 （略）	第一条 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。 一・二 （略） 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）による病院又は診療所において行う医療保健業であつて、<u>防衛施設庁長官が定めるもの</u> 第三条 法第一条第一項第一号の政令で定める行為は、艦船、舟艇又は航空機のひん繁な使用であつて、漁業の実施を著しく困難ならしめるものとする。但し、水上航空機以外の航空機の使用にあつては、当該漁業が飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で<u>防衛施設庁長官が定める区域内</u>において行われる場合に限る。 第五条 法第一条第一項第二号の政令で定める行為は、左に掲げる行為であつて、農業又は林業の実施を著しく困難ならしめるものとする。 一 （略）

二 航空機の離陸、着陸等の実施。但し、当該農業が飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

三〇五 (略)

第六条 法第一条第一項第三号の政令で定める行為は、学校教育施設又は病院若しくは診療所の近傍において行われる航空機又は機甲車両その他重車両のひん繁な使用及び射撃、砲撃、爆撃その他火薬類を使用する行為のひん繁な実施であつて、これらの行為により生ずる音響の強度及びひん度が学校教育施設並びに病院及び診療所についてそれぞれ防衛大臣の定める限度をこえるものとする。

二 航空機の離陸、着陸等の実施。但し、当該農業が飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛施設庁長官が定める区域内において行われる場合に限る。

三〇五 (略)

第六条 法第一条第一項第三号の政令で定める行為は、学校教育施設又は病院若しくは診療所の近傍において行われる航空機又は機甲車両その他重車両のひん繁な使用及び射撃、砲撃、爆撃その他火薬類を使用する行為のひん繁な実施であつて、これらの行為により生ずる音響の強度及びひん度が学校教育施設並びに病院及び診療所についてそれぞれ防衛施設庁長官の定める限度をこえるものとする。

改 正 案	現 行
（離職理由） 第九条 法第十五条第一項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。 一 （略） 二 その他の人員整理及びこれに準ずるもので防衛大臣が財務大臣と協議して定めるもの 三 （略） （特別給付金の額） 第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る特別給付金の額は、第二表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。 一 （略） 二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛大臣が指定するものの発生に伴い離職を余儀なくされた者 第一表・第二表 （略） （特別給付金の支給の申請等） 第十一条 法第十五条第一項の特別給付金の支給を受けようとする	（離職理由） 第九条 法第十五条第一項に規定する政令で定める理由は、次に掲げる理由とする。 一 （略） 二 その他の人員整理及びこれに準ずるもので防衛施設庁長官が財務大臣と協議して定めるもの 三 （略） （特別給付金の額） 第十条 法第十五条第一項に規定する特別給付金の額は、第一表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る特別給付金の額は、第二表の第二欄に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる額とする。 一 （略） 二 前条第二号に掲げる理由のうち防衛施設庁長官が指定するものの発生に伴い離職を余儀なくされた者 第一表・第二表 （略） （特別給付金の支給の申請等） 第十一条 法第十五条第一項の特別給付金の支給を受けようとする

る者は、特別給付金支給申請書を防衛大臣に提出しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき特別給付金の有無を決定し、遅滞なく、当該申請者に通知しなければならない。この場合において、支給すべき特別給付金があるときは、その額を併せて通知しなければならない。

(権限の委任)

第十二条 前条第二項に規定する防衛大臣の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

る者は、特別給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。

2 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき特別給付金の有無を決定し、遅滞なく、当該申請者に通知しなければならない。この場合において、支給すべき特別給付金があるときは、その額を併せて通知しなければならない。

(権限の委任)

第十二条 前条第二項に規定する防衛施設庁長官の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

九 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令（昭和三十七年政令第六十二号）（第七条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（訴訟の援助の申請等） 第一条 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による訴訟に関する費用の立替えその他訴訟について必要な援助（以下「訴訟の援助」という。）は、これを受けようとする者からの書面による申請に基づいて防衛大臣が行なうものとする。 （訴訟の援助の範囲） 第二条 法第四条第一項の規定による訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替えは、次の各号に掲げる費用についてそれぞれ防衛大臣が必要と認める金額につき行なうものとする。 一・二 （略） 三 前二号に掲げるもののほか、訴訟に関し必要な費用で防衛大臣が財務大臣と協議して定めるもの 2 （略） 一 立証資料その他の関係資料で防衛大臣が訴訟の援助を行なうにつき必要と認めるものを収集し、又は整備すること。 二・三 （略）	（訴訟の援助の申請等） 第一条 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による訴訟に関する費用の立替えその他訴訟について必要な援助（以下「訴訟の援助」という。）は、これを受けようとする者からの書面による申請に基づいて防衛施設庁長官が行なうものとする。 （訴訟の援助の範囲） 第二条 法第四条第一項の規定による訴訟の援助のうち、訴訟に関する費用の立替えは、次の各号に掲げる費用についてそれぞれ防衛施設庁長官が必要と認める金額につき行なうものとする。 一・二 （略） 三 前二号に掲げるもののほか、訴訟に関し必要な費用で防衛施設庁長官が財務大臣と協議して定めるもの 2 （略） 一 立証資料その他の関係資料で防衛施設庁長官が訴訟の援助を行なうにつき必要と認めるものを収集し、又は整備すること。 二・三 （略）

(訴訟の援助を行なわない場合)

第三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法第四条第一項の規定による訴訟に関する費用の立替えは、次の各号のいずれかに該当する場合には、行なわないものとする。ただし、防衛大臣が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

一 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)

第二条第一項に規定する中小漁業者等及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条に規定する中小企業者以外の者が訴訟を提起する場合

二 (略)

(償還金の支払の猶予等の申請等)

第四条 法第五条ただし書の規定による償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除は、これを受けようとする者からの書面による申請に基づいて防衛大臣が行なうものとする。

(償還金の分割支払)

第六条 防衛大臣は、法第五条ただし書の規定による償還金の支払の猶予を行なう場合には、当該償還金の額を適宜分割して支払期限を定めることができる。

(支払期限後における償還金の支払の猶予)

第七条 防衛大臣は、償還金の支払期限後においても、当該償還金について法第五条ただし書の規定による償還金の支払の猶予を行なうことができる。この場合においては、すでに発生した

(訴訟の援助を行なわない場合)

第三条 (略)

2 前項に規定するもののほか、法第四条第一項の規定による訴訟に関する費用の立替えは、次の各号のいずれかに該当する場合には、行なわないものとする。ただし、防衛施設庁長官が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

一 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)

第二条第一項に規定する中小漁業者及び中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条に規定する中小企業者以外の者が訴訟を提起する場合

二 (略)

(償還金の支払の猶予等の申請等)

第四条 法第五条ただし書の規定による償還金の支払の猶予又は立替金の償還の免除は、これを受けようとする者からの書面による申請に基づいて防衛施設庁長官が行なうものとする。

(償還金の分割支払)

第六条 防衛施設庁長官は、法第五条ただし書の規定による償還金の支払の猶予を行なう場合には、当該償還金の額を適宜分割して支払期限を定めることができる。

(支払期限後における償還金の支払の猶予)

第七条 防衛施設庁長官は、償還金の支払期限後においても、当該償還金について法第五条ただし書の規定による償還金の支払の猶予を行なうことができる。この場合においては、すでに発

支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとする。

(財務大臣への協議)

第九条 防衛大臣は、法第五条ただし書の規定により償還金の支払を猶予し、又は立替金の償還を免除しようとする場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

。生じた支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとする。

(財務大臣への協議)

第九条 防衛施設庁長官は、法第五条ただし書の規定により償還金の支払を猶予し、又は立替金の償還を免除しようとする場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

2 防衛施設庁長官は、前項の規定により財務大臣に協議した場合には、すみやかに当該協議に係る事項を、防衛大臣に報告しなければならない。

十 防衛施設地方審議会令（昭和三十七年政令第四百十二号）（第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第五条 審議会の庶務は、<u>地方防衛局</u>において処理する。	（庶務） 第五条 審議会の庶務は、<u>防衛施設局</u>において処理する。

十一 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百五十一号）（第九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（印紙税の非課税） 第七十九条（略） 2 前項の規定は、明確化法第十二条第四項の書面により位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた日から当該土地につき明確化法第十四条の規定により作成された地図及び簿冊について国土調査法第十九条第五項の規定による指定があつた日（前項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定するその所有に係る土地について当該指定があつた日又はその所有に係る土地以外の土地について当該指定があつた日のうちいずれか遅い日）の属する年の翌年の十二月三十一日までの間に作成され、かつ、前項第一号又は第二号に掲げる文書に該当することにつき財務省令で定めるところにより沖縄総合事務局長（<u>防衛大臣が定めた計画に係る位置境界不明地域内にある土地又は建物等の取得又は譲渡である場合には、沖縄防衛局長</u>）の確認を受けた文書で財務省令で定める表示がされたものに限	（印紙税の非課税） 第七十九条（略） 2 前項の規定は、明確化法第十二条第四項の書面により位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界が明らかとなつた日から当該土地につき明確化法第十四条の規定により作成された地図及び簿冊について国土調査法第十九条第五項の規定による指定があつた日（前項第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定するその所有に係る土地について当該指定があつた日又はその所有に係る土地以外の土地について当該指定があつた日のうちいずれか遅い日）の属する年の翌年の十二月三十一日までの間に作成され、かつ、前項第一号又は第二号に掲げる文書に該当することにつき財務省令で定めるところにより沖縄総合事務局長（<u>防衛施設庁長官が定めた計画に係る位置境界不明地域内にある土地又は建物等の取得又は譲渡である場合には、那覇防衛施設局長</u>）の確認を受けた文書で財務省令で定める表示がされたもの

改 正 案	現 行
（障害防止工事の補助の割合） 第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。 2 （略） （著しい音響の基準） 第五条 法第三条第二項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ<u>防衛大臣</u>が定める限度を超える場合に行うものとする。 （民生安定施設の範囲及び補助の割合等） 第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で<u>防衛大臣</u>が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。	（障害防止工事の補助の割合） 第二条 法第三条第一項の規定による補助の割合は、十分の十とする。ただし、障害の発生が法第二条第一項に規定する自衛隊等（以下「自衛隊等」という。）以外の者の行為にも帰せられるとき、又は補助に係る工事が補助を受ける者を利することとなるときは、それぞれその帰せられ、又は利する限度において、<u>防衛施設庁長官</u>の定めるところにより、補助の割合を減ずるものとする。 2 （略） （著しい音響の基準） 第五条 法第三条第二項の規定による補助は、音響の強度及びひん度が同項各号に掲げる施設についてそれぞれ<u>防衛施設庁長官</u>が定める限度を超える場合に行うものとする。 （民生安定施設の範囲及び補助の割合等） 第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で<u>防衛施設庁長官</u>が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
(略)	(略)	
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校の施設を除く。)	防衛大臣が定める額
(略)	(略)	(略)
十六	その他防衛大臣が指定する施設	十分の七・五

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

一 三 (略)

四 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
(略)	(略)	(略)
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛施設庁長官が定める額
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設(学校の施設を除く。)	防衛施設庁長官が定める額
(略)	(略)	(略)
十六	その他防衛施設庁長官が指定する施設	十分の七・五

(特定防衛施設周辺整備調整交付金の額)

第十五条 法第九条第二項の規定により特定防衛施設関連市町村(以下「関連市町村」という。)に対し交付すべき特定防衛施設周辺整備調整交付金(以下「交付金」という。)の額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、算定した額とする。

一 三 (略)

四 関連市町村の交付年度の四月一日現在における人口の当該

関連市町村の同日現在における面積（防衛大臣が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合

五・六（略）

（損失の原因となる自衛隊の行為）

第十七条 法第十三条第一項第一号及び第二号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛大臣が定める区域内において行われる場合に限る。

（告示の方式）

第十九条 第五条及び第十七条ただし書の規定による防衛大臣の定め並びに法第四条、法第五条第一項、法第六条第一項及び法第九条第一項並びに第十二条の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則

（沖縄県の区域における民生安定施設の補助の割合の特例）

4 第十二条の表の第二欄に掲げる施設のうち、次の表の上欄に掲げる施設に係る沖縄県又はその区域内に存する地方公共団体に対する補助の割合については、防衛大臣は、同条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる割合の範囲内でこれを定めることができる。

関連市町村の同日現在における面積（防衛施設庁長官が定める防衛施設の面積を除く。）に対する割合

五・六（略）

（損失の原因となる自衛隊の行為）

第十七条 法第十三条第一項第一号及び第二号の政令で定める行為は、農業、林業又は漁業の実施を著しく困難にする行為とする。ただし、航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施に係る行為にあつては、農業又は漁業が、飛行場の進入表面若しくは転移表面の投影面と一致する区域内又は航空機による射撃若しくは爆撃の用に供する演習場の周辺で防衛施設庁長官が定める区域内において行われる場合に限る。

（告示の方式）

第十九条 第五条及び第十七条ただし書の規定による防衛施設庁長官の定め、法第四条、法第五条第一項、法第六条第一項及び第十二条の規定による防衛施設庁長官の指定並びに法第九条第一項の規定による防衛大臣の指定は、官報で告示する。

附 則

（沖縄県の区域における民生安定施設の補助の割合の特例）

4 第十二条の表の第二欄に掲げる施設のうち、次の表の上欄に掲げる施設に係る沖縄県又はその区域内に存する地方公共団体に対する補助の割合については、防衛施設庁長官は、同条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げる割合の範囲内でこれを定めることができる。

(次の表略)

(次の表略)

十三 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令（昭和五十二年政令第二百六十号）（第十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（位置境界不明地域の指定） 第一条 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の規定による指定は、駐留軍用地等（同条第三項に規定する駐留軍用地等をいう。以下同じ。）以外の土地については内閣総理大臣が、駐留軍用地等については防衛大臣が、それぞれ行うものとする。ただし、指定の際駐留軍用地等であるか駐留軍用地等以外の土地であるかが明らかでない土地については、内閣総理大臣及び防衛大臣が行うものとする。 2 内閣総理大臣又は防衛大臣（以下「実施機関の長」という。）は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 3 （略） （協力委員） 第三条 （略） 2 協力委員は、法第八条第一項の区域内の各筆の土地の所有者（以下「関係所有者」という。）による当該各筆の土地の位置	（位置境界不明地域の指定） 第一条 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一項の規定による指定は、駐留軍用地等（同条第三項に規定する駐留軍用地等をいう。以下同じ。）以外の土地については内閣総理大臣が、駐留軍用地等については防衛施設庁長官が、それぞれ行うものとする。ただし、指定の際駐留軍用地等であるか駐留軍用地等以外の土地であるかが明らかでない土地については、内閣総理大臣及び防衛施設庁長官が行うものとする。 2 内閣総理大臣又は防衛施設庁長官（以下「実施機関の長」という。）は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。 3 （略） （協力委員） 第三条 （略） 2 協力委員は、法第八条第一項の区域内の各筆の土地の所有者（以下「関係所有者」という。）による当該各筆の土地の位置

境界の確認が適正かつ円滑に行われるよう法第五条第一項の地図の作成その他の措置について関係所有者及び沖縄防衛局長又は沖縄県知事に協力するものとする。

(事務の委任)

第十六条 (略)

2 法第五条、第七条、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条から第十八条までの規定に基づく防衛大臣の権限に属する事務は、沖縄防衛局長に委任する。

3 (略)

4 法第十七条の規定による国土調査法第十九条第五項の国土調査の成果としての認証の申請は、沖縄防衛局長にあつては防衛大臣を、沖縄県知事にあつては内閣総理大臣を、それぞれ通じて行うものとする。

境界の確認が適正かつ円滑に行われるよう法第五条第一項の地図の作成その他の措置について関係所有者及び那覇防衛施設局長又は沖縄県知事に協力するものとする。

(事務の委任)

第十六条 (略)

2 法第五条、第七条、第八条第二項、第九条、第十条第一項、第十一条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条第一項及び第二項並びに第十六条から第十八条までの規定に基づく防衛施設庁長官の権限に属する事務は、那覇防衛施設局長に委任する。

3 (略)

4 法第十七条の規定による国土調査法第十九条第五項の国土調査の成果としての認証の申請は、那覇防衛施設局長にあつては防衛施設庁長官を、沖縄県知事にあつては内閣総理大臣を、それぞれ通じて行うものとする。

十四 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）（第十二条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 気象庁	別表（第一条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省 気象庁

海上保安庁
環境省
防衛省

海上保安庁
環境省
防衛省
防衛施設庁

十五 イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百五十三号）（第十二条第二号関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
別表第一（第四条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省	別表第一（第四条関係） 内閣府 国家公安委員会 警察庁 金融庁 総務省 消防庁 法務省 公安調査庁 外務省 財務省 国税庁 文部科学省 文化庁 厚生労働省 農林水産省 林野庁 水産庁 経済産業省 資源エネルギー庁 国土交通省

氣象庁
海上保安庁
環境省
防衛省

氣象庁
海上保安庁
環境省
防衛省
防衛施設庁

改正案	現行
（給付金の支給） 第三条（略） 2 給付金の支給を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、<u>沖縄防衛局長</u>を経由して、給付金支給申請書を<u>防衛大臣</u>に提出しなければならない。 3 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。 4 前項に規定する<u>防衛大臣</u>の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を<u>沖縄防衛局長</u>に委任することができる。	（給付金の支給） 第三条（略） 2 給付金の支給を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、<u>那覇防衛施設局長</u>を経由して、給付金支給申請書を<u>防衛施設庁長官</u>に提出しなければならない。 3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき給付金の有無及び給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。 4 前項に規定する<u>防衛施設庁長官</u>の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を<u>那覇防衛施設局長</u>に委任することができる。

改 正 案	現 行
（派遣の期間） 第四条 法第二条第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えない範囲内において、防衛大臣が定める。ただし、防衛大臣の定める特別の事由がある場合は、三年を超えて派遣の期間を定めることができる。 2 （略） （報告） 第七条 防衛大臣は、法の施行に必要な限度において、派遣職員に対し、派遣先の機関における勤務条件等について報告を求めることができる。	（派遣の期間） 第四条 法第二条第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えない範囲内において、防衛大臣又は防衛施設庁長官が定める。ただし、防衛大臣の定める特別の事由がある場合は、三年を超えて派遣の期間を定めることができる。 2 （略） （報告） 第七条 防衛大臣又は防衛施設庁長官は、法の施行に必要な限度において、派遣職員に対し、派遣先の機関における勤務条件等について報告を求めることができる。

十八 周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令
 (平成十一年政令第二百五十三号) (第十五条關係)

(傍線部分は今回改正部分)

改 正 案	現 行
周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 一 二十三号 (略)	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一 一 二十三号 (略) 二十四号 防衛施設庁

改 正 案	現 行
（庶務） 第三条 審議会の庶務は、防衛省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）第十七条の規定により防衛大臣が諮問する事項に係るものについては、<u>防衛省大臣官房文書課及び防衛省地方協力局補償課</u>において共同して処理する。	（庶務） 第三条 審議会の庶務は、防衛省大臣官房文書課において総括し、及び処理する。ただし、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和三十六年法律第二百十五号）第十七条の規定により防衛施設庁長官が諮問する事項に係るものについては、<u>防衛省大臣官房文書課及び防衛施設庁業務部</u>において共同して処理する。

改 正 案	現 行
（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一 五（略） 二・三（略） （禁止行為の例外） 第四条（略） 2 自衛隊員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第十三条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。 3（略）	（利害関係者） 第二条 この政令において、「利害関係者」とは、自衛隊員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、自衛隊員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は自衛隊員の裁量の余地が少ない職務に関する者として防衛大臣又は防衛施設庁長官が訓令（法第五条第二項に規定する訓令をいう。以下同じ。）で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者（当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。）を除く。 一 五（略） 二・三（略） （禁止行為の例外） 第四条（略） 2 自衛隊員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、倫理監督官（法第二十四条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。 3（略）

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用をもつて作成される書籍等（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が直接支出する費用をもつて作成されるものを含む。）

二 防衛省又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省及び独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

(自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)
第七条 (略)

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他の防衛省において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令（訓令を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 自衛隊員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用をもつて作成される書籍等（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構が直接支出する費用をもつて作成されるものを含む。）

二 防衛省本省若しくは防衛施設庁又は独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる書籍等であつて、防衛省本省及び防衛施設庁並びに独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構において買い入れる数の合計数が作成数の過半数になるもの

(自衛隊員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)
第七条 (略)

2 自衛隊員は、自衛隊員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他の当該自衛隊員の属する防衛省本省若しくは防衛施設庁において自衛隊員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する防衛省本省若しくは防衛施設庁の他の自衛隊員が法若しくは法に基づく命令（訓令を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 次に掲げる自衛隊員は、その管理し、又は監督する自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

一 三 (略)

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額を支給される自衛隊員(防衛省の内部部局並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条の二及び第八条の三に規定する機関に勤務する自衛隊員のうち防衛大臣が定める官職を占めるものを除く。)

(贈与等の報告)

第十一条 (略)

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と防衛省との関係

三 五 (略)

(報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日か

3 次に掲げる自衛隊員は、その管理し、又は監督する自衛隊員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

一 三 (略)

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第十一条の三第一項の規定による俸給の特別調整額を支給される自衛隊員(防衛省本省及び防衛施設庁の内部部局並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百一十号)第八条の二及び第八条の三に規定する機関に勤務する自衛隊員のうち防衛大臣が定める官職を占めるものを除く。)

(贈与等の報告)

第十一条 (略)

2 法第六条第一項第四号の自衛隊員倫理規程で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と当該贈与等又は当該報酬の支払を受けた自衛隊員の職務との関係及び当該事業者等と当該自衛隊員が属する防衛省本省又は防衛施設庁との関係

三 五 (略)

(報告書等の送付期限)

第十二条 法第六条第二項、第七条第二項又は第八条第三項の規定による防衛施設庁長官からの送付は、それぞれの提出期限の

ら起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 (略)

2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣が指定する場所でこれを行ななければならない。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に關し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣が定めるものとする。

(防衛大臣の責務)

第十四条 防衛大臣は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 五 (略)

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 自衛隊員からの第四条第二項又は第十条の相談に應じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 自衛隊員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき

翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 法第六条第三項、第七条第三項又は第八条第四項の規定による防衛大臣からの送付は、それぞれの提出期限の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 (略)

2 贈与等報告書の閲覧は、防衛大臣又は防衛施設庁長官が指定する場所でこれを行ななければならない。

3 前二項に規定するもののほか、贈与等報告書の閲覧に關し必要な事項は、自衛隊員倫理審査会の同意を得て、防衛大臣又は防衛施設庁長官が定めるものとする。

(防衛大臣及び防衛施設庁長官の責務)

第十四条 防衛大臣及び防衛施設庁長官は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 五 (略)

(倫理監督官の責務等)

第十五条 倫理監督官は、法又はこの政令に定める事項の実施に關し、次に掲げる責務を有する。

一 その属する防衛省本省又は防衛施設庁の自衛隊員からの第四条第二項又は第十条の相談に應じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 その属する防衛省本省又は防衛施設庁の自衛隊員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないか

、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 防衛大臣を助け、自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 (略)

2 倫理監督官は、自衛隊員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

どうかの確認に努め、その結果に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

三 防衛大臣又は防衛施設庁長官を助け、自衛隊員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

四 (略)

2 倫理監督官は、その属する防衛省本省又は防衛施設庁の自衛隊員に、法又はこの政令に定めるその職務の一部を行わせることができる。

二十一 自衛隊員倫理審査会令（平成十二年政令第七十四号）（第十八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第七条 審査会の庶務は、<u>防衛省人事教育局服務管理官</u>において 処理する。	（庶務） 第七条 審査会の庶務は、<u>防衛省人事教育局人事計画・補任課</u>に おいて処理する。

改 正 案	現 行
第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。 一（略） 二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件 イ（略） ロ 交流採用に係る者の防衛省における職務内容 ハ ホ（略） （交流派遣の実施に関する計画） 第四条 法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項に規定する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一 交流派遣予定職員（法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項に規定する要請に係る職員をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項	第三条 法第二十四条第一項において準用する法第六条第一項の規定に基づき応募しようとする民間企業は、次の各号に掲げる民間企業の区分に応じ当該各号に定める人事交流に関する条件を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。 一（略） 二 その雇用する者が交流採用をされることを希望する民間企業 次に掲げる交流採用に関する条件 イ（略） ロ 交流採用に係る者の国の機関（防衛省本省及び防衛施設庁をいう。以下同じ。）における職務内容 ハ ホ（略） （交流派遣の実施に関する計画） 第四条 防衛大臣及び防衛施設庁長官は、法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項の規定により交流派遣をすることを要請しようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流派遣の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出するものとする。 一 交流派遣予定職員（法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項に規定する要請に係る職員をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

イスト (略)

チ 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省と派遣先予定企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省の派遣先予定企業に対する法第二十四条第一項において準用する法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下「処分等」という。）に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流派遣をしようとする日前五年以内において、防衛省と派遣先予定企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 防衛省と派遣先予定企業との間の人事交流の実績

六 (略)

(交流派遣予定職員の同意)

第五条 防衛大臣は、法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する職員の同意を得る場合には、当該職員に対してその交流派遣に係る前条第一号ハからトまでに掲げる事項を明示しなければならない。

(交流派遣の実施に関する計画の変更等)

第七条 防衛大臣は、交流派遣の期間中に当該交流派遣の実施に

イスト (略)

チ 交流派遣をしようとする日前五年以内において、職員として在職し、又は在職していた国の機関と派遣先予定企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流派遣をしようとする日前五年以内において、交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関の派遣先予定企業に対する法第二十四条第一項において準用する法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下「処分等」という。）に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流派遣をしようとする日前五年以内において、交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関と派遣先予定企業との間の契約関係の有無及びその内容

四 (略)

五 交流派遣の要請に係る国の機関と派遣先予定企業との間の人事交流の実績

六 (略)

(交流派遣予定職員の同意)

第五条 防衛大臣及び防衛施設庁長官は、法第二十四条第一項において準用する法第七条第二項に規定する職員の同意を得る場合には、当該職員に対してその交流派遣に係る前条第一号ハからトまでに掲げる事項を明示しなければならない。

(交流派遣の実施に関する計画の変更等)

第七条 防衛大臣は、交流派遣の期間中に当該交流派遣の実施に

関する計画を変更する必要があるときは、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき、当該計画を変更することができる。ただし、第四条第一号二からトまでに掲げる事項に係る計画の変更は、派遣先企業からこれらの事項の変更を希望する旨の申出があった場合において、当該変更について当該交流派遣に係る交流派遣職員及び当該交流派遣を要請した防衛大臣の同意を得たときでなければ行うことができない。

2・3 (略)

(交流派遣職員の業務の制限)

第九条 法第二十四条第一項において準用する法第十二条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 防衛省に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二 防衛省との間の契約の締結又は履行に関する業務

三 防衛省の派遣先企業に対する法令の規定に基づく検査、捜索、差押えその他これらに類する行為の対象となる業務

(交流採用の実施に関する計画)

第十四条 任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）は、法第二十四条第一項において準用す

関する計画を変更する必要があるときは、防衛人事審議会に付議し、その議決に基づき、当該計画を変更することができる。ただし、第四条第一号二からトまでに掲げる事項に係る計画の変更は、派遣先企業からこれらの事項の変更を希望する旨の申出があった場合において、当該変更について当該交流派遣に係る交流派遣職員及び当該交流派遣を要請した防衛大臣及び防衛施設庁長官の同意を得たときでなければ行うことができない。

2・3 (略)

(交流派遣職員の業務の制限)

第九条 法第二十四条第一項において準用する法第十二条第一項に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 交流派遣職員がその交流派遣前に職員として在職していた国の機関（以下この条において「派遣前の機関」という。）に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二 派遣前の機関との間の契約の締結又は履行に関する業務

三 派遣前の機関の派遣先企業に対する法令の規定に基づく検査、捜索、差押えその他これらに類する行為の対象となる業務

(交流採用の実施に関する計画)

第十四条 任命権者（自衛隊法第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任免について権限を有する者をいう。以下同じ。）は、法第二十四条第一項において準用す

る法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

一 交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。第十六条第一号二において同じ。）に関する次に掲げる事項
イ ト

チ 交流採用をしようとする日前五年以内において、防衛省と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 防衛省の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流採用をしようとする日前五年以内における防衛省と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容

四
(略)

五 防衛省と所属企業との間の人事交流の実績

六
(略)

る法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類を防衛大臣に提出して、その認定を受けなければならない。

一 交流採用予定者（任命権者が交流採用をすることを予定している者をいう。第十六条第一号二において同じ。）に関する次に掲げる事項
イ ト

チ 交流採用をしようとする日前五年以内において、交流採用予定機関（交流採用をすることを予定している国の機関をいう。以下この条において同じ。）と所属企業との間の契約の締結又は履行に関する事務に従事したことの有無及びその内容

二 交流採用予定機関の所属企業に対する処分等に関する事務の所掌の有無及びその内容

三 交流採用をしようとする日前五年以内における交流採用予定機関と所属企業との間の契約関係の有無及びその内容

四
(略)

五 交流採用予定機関と所属企業との間の人事交流の実績

六
(略)

改 正 案	現 行
（特別契約關係がある場合の人事交流の制限） 第四條 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちに <u>ずれかの年度において、防衛省と民間企業との間に特別契約關係（一の年度において防衛省と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において防衛省に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。</u> 2 交流派遣職員の交流派遣の期間中に、<u>防衛省と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別契約關係があることとなった場合</u>には、当該交流派遣を継続することができない。	（特別契約關係がある場合の人事交流の制限） 第四條 交流派遣をしようとする日前五年間に係る年度のうちに <u>ずれかの年度において、国の機関（防衛省本省及び防衛施設庁をいう。以下同じ。）と民間企業との間に特別契約關係（一の年度において当該国の機関と民間企業との間に締結した契約の総額が二千万円以上であり、かつ、当該契約の総額のその年度における当該民間企業の売上額又は仕入額等の総額に占める割合が二十五パーセント（資本の額又は出資の総額が三億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が三百人以上の民間企業にあつては十パーセント）以上であることをいう。以下この条において同じ。）がある場合には、当該年度において当該国の機関に在職し、又は在職していた職員については、当該民間企業及びその子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。）への交流派遣をすることができない。</u> 2 交流派遣職員の交流派遣の期間中に、<u>交流派遣元機関（当該交流派遣職員が国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第七條第一項の要請の際に在職していた国の機関をいう。）と当該交流派遣に係る派遣先企業との間に特別契約關係があること</u>

3 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において防衛省と民間企業との間に特別契約関係がある場合には、当該民間企業及びその子会社に雇用されている者については、防衛省に交流採用をすることができない。

（契約の締結に携わった職員等に係る人事交流の制限）

第五条 交流派遣をしようとする日前五年以内に、防衛省と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員については、当該民間企業及びその子会社への交流派遣をすることができない。

2 交流採用をしようとする日前五年以内に、交流元企業となる民間企業と防衛省との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある者については、防衛省に交流採用をすることができない。

（職員に対する特別の取扱いによる交流派遣の制限）

第七条 民間企業が、交流派遣予定職員（国と民間企業との間の人事交流に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項において準用する法第七条第一項に規定する要請に係る職員をいう。以下同じ。）に対し、理由なく特別の取扱いをしようとした場合には、当該交流派遣予定職員の当該民間企業への交流派遣をすることができない。

となつた場合には、当該交流派遣を継続することができない。

3 交流採用をしようとする日前五年間に係る年度のうちいずれかの年度において国の機関と民間企業との間に特別契約関係がある場合には、当該民間企業及びその子会社に雇用されている者については、当該国の機関に交流採用をすることができない。

（契約の締結に携わった職員等に係る人事交流の制限）

第五条 交流派遣をしようとする日前五年以内に、職員として在職し、又は在職していた国の機関と民間企業との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある職員については、当該民間企業及びその子会社への交流派遣をすることができない。

2 交流採用をしようとする日前五年以内に、交流元企業となる民間企業と国の機関との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある者については、当該国の機関に交流採用をすることができない。

（職員に対する特別の取扱いによる交流派遣の制限）

第七条 民間企業が、交流派遣予定職員（法第二十四条第一項において準用する法第七条第一項に規定する要請に係る職員をいう。以下同じ。）に対し、理由なく特別の取扱いをしようとした場合には、当該交流派遣予定職員の当該民間企業への交流派遣をすることができない。

2 (略)

(民間企業における業務内容による交流派遣の制限)

第八条 交流派遣予定職員の派遣先予定企業（派遣先企業となる民間企業をいう。以下この項において同じ。）における業務内容が、防衛省に対する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行うものである場合には、当該交流派遣予定職員は、当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

2 交流派遣職員の派遣先企業における業務内容が、防衛省に

対する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行うものであることとなった場合には、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することができない。

(民間企業との合意がない場合の交流採用の制限)

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一・二 (略)

三 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員であつた者の離職後交流元企業の地位に就く日から起算して二年間は、当該交流採用職員であつた者を次に掲げる業務に従事さ

2 (略)

(民間企業における業務内容による交流派遣の制限)

第八条 交流派遣予定職員の派遣先予定企業（派遣先企業となる民間企業をいう。以下この項において同じ。）における業務内容が、国の機関（交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣予定職員が職員として在職し、又は在職していた国の機関に限る。）に対する折衝又は当該国の機関からの情報の収集を主として行うものである場合には、当該交流派遣予定職員は、当該派遣先予定企業への交流派遣をすることができない。

2 交流派遣職員の派遣先企業における業務内容が、国の機関（

交流派遣をしようとする日前に当該交流派遣職員が職員として在職していた国の機関に限る。）に対する折衝又は当該国の機関からの情報の収集を主として行うものであることとなった場合には、当該交流派遣職員の交流派遣を継続することができない。

(民間企業との合意がない場合の交流採用の制限)

第十条 任命権者と民間企業との間で次に掲げる事項について合意がなされていない場合には、当該民間企業に雇用されている者の交流採用をすることができない。

一・二 (略)

三 当該民間企業は、当該交流採用に係る交流採用職員であつた者の離職後交流元企業の地位に就く日から起算して二年間は、当該交流採用職員であつた者を次に掲げる業務に従事さ

せないものとする。

イ 防衛省に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

ロ 防衛省との間の契約の締結又は履行に関する業務

ハ 防衛省の当該民間企業に対する法令の規定に基づく検査、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

ニ 防衛省に対する折衝又は防衛省からの情報の収集を主として行う業務

四 (略)

せないものとする。

イ 交流採用機関（交流採用職員であつた者が在職していた国の機関をいう。以下この号において同じ。）に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

ロ 交流採用機関との間の契約の締結又は履行に関する業務

ハ 交流採用機関の当該民間企業に対する法令の規定に基づく検査、搜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

ニ 交流採用機関に対する折衝又は交流採用機関からの情報の収集を主として行う業務

四 (略)

二十四 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第三条第一項第四号の關係行政機関を定める政令（平成十三年政令第三百四十二号）（第二十一条關係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一（二十四）（略）	平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第三条第一項第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一（二十四）（略） 二十五 防衛施設庁

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（大規模跡地給付金の支給の手続等） 第三十六条（略） 2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、沖縄防衛局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛大臣に提出しなければならない。 3 防衛大臣は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき大規模跡地給付金の有無及び大規模跡地給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。 4 前項に規定する防衛大臣の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を沖縄防衛局長に委任することができる。 5（略）	（大規模跡地給付金の支給の手続等） 第三十六条（略） 2 大規模跡地給付金の支給を受けようとする者は、防衛省令で定めるところにより、那覇防衛施設局長を経由して、大規模跡地給付金支給申請書を防衛施設庁長官に提出しなければならない。 3 防衛施設庁長官は、前項の申請書の提出を受けたときは、支給すべき大規模跡地給付金の有無及び大規模跡地給付金を支給すべき場合はその額を決定し、遅滞なく当該申請者に通知しなければならない。 4 前項に規定する防衛施設庁長官の権限は、防衛省令で定めるところにより、その一部を那覇防衛施設局長に委任することができる。 5（略）

二十六 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（第二十三条関係）
（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（指定行政機関） 第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～二十七 （略） （指定地方行政機関） 第二条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～二十五 （略） 二十六 地方防衛局	（指定行政機関） 第一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「法」という。）第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～二十七 （略） 二十八 防衛施設庁 （指定地方行政機関） 第二条 法第二条第五号の政令で定める機関は、次のとおりとする。 一～二十五 （略） 二十六 防衛施設局

改正案	現行
（法第百六条第一項の資格認定審査請求） 第三条（略） 2・3（略） 4 前項の資格認定審査請求があつたときは、同項の陳述を聴取した捕虜資格認定等審査会の庶務を処理する防衛省の職員（法第百六条第三項の規定により抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由する場合には、抑留資格認定官若しくはそのあらかじめ指名する職員又は捕虜収容所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。 5（略）	（法第百六条第一項の資格認定審査請求） 第三条（略） 2・3（略） 4 前項の資格認定審査請求があつたときは、同項の陳述を聴取した捕虜資格認定等審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員（法第百六条第三項の規定により抑留資格認定官又は捕虜収容所長を経由する場合には、抑留資格認定官若しくはそのあらかじめ指名する職員又は捕虜収容所長若しくはそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。 5（略）

二十八 防衛省独立行政法人評価委員会令（平成十九年政令第二号）（第二十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（庶務） 第七条 委員会の庶務は、 <u>防衛省大臣官房企画評価課</u> において処理する。	（庶務） 第七条 委員会の庶務は、 <u>防衛省大臣官房政策評価官</u> において、 <u>防衛施設庁業務部の協力を得て</u> 処理する。

改 正 案	現 行
（再編関連特別事業） 第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 十三 （略） 十四 その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの （会議の庶務） 第九条 会議の庶務は、<u>防衛省地方協力局地方協力企画課</u>において処理する。	（再編関連特別事業） 第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 十三 （略） 十四 その他生活環境の整備に関する事業で<u>防衛施設庁長官</u>が定めて告示するもの （会議の庶務） 第九条 会議の庶務は、<u>防衛省防衛施設庁施設部</u>において処理する。